

平成23年版

障がい福祉 ハンドブック

2011/4/1

福島県会津保健福祉事務所作成

目次

第1章 手帳の交付	1
身体障害者手帳	1
療育手帳	1
精神障害者保健福祉手帳	2
(解説) 障がい等級による種別・級別について	2
(参考1) 発達障がい児(者)への支援について.....	3
(参考2) 高次脳機能障がい者への支援について.....	5
第2章 医療	7
自立支援医療(更生、精神、育成)	7
重度心身障がい者医療費の助成	9
後期高齢者医療制度による医療	9
人工透析通院交通費補助	10
特定疾病療養受療証	10
第3章 年金・手当	11
年金	11
手当	13
第4章 補装具・日常生活用具	15
補装具の交付・修理	15
日常生活用具の給付・貸与	16
第5章 障がい福祉サービス	17
施設福祉サービス	17
障害者自立支援法	17
第6章 税金の控除・減免	23
自動車税・自動車取得税の減免	23
住民税・所得税の控除	24
第7章 運賃等の割引	26
公共交通機関の運賃割引.....	26

第8章 その他のサービス28

NHK放送受信料の免除	28
地上デジタル放送受信のための支援	28
NTT番号案内料金の免除	29
スパイクタイヤの使用	29
駐車禁止除外指定車証票の交付	29
おもいやり駐車場利用証の交付	30
携帯電話・PHS使用料割引	30
青い鳥郵便はがきの無償配布	31
郵便料金の減免	31
郵便等による不在者投票制度	32
生活福祉資金の貸与	32
公営住宅の優先入居	32
公共施設の割引	32
地域移行支度経費支援事業	32
家賃債務保証制度	33

第9章 教育34

市町村就学指導審議会	34
就学の手続	34
特別な支援を必要とする児童生徒の教育の場	35
特別支援学級及び特別支援学校一覧	35
巡回相談員	37

第10章 就労38

ハローワーク（公共職業安定所）	38
福島障害者職業センター	39
会津障害者就業・生活支援センター「ふろんていあ」	40
障害福祉サービス（就労系）	40

第11章 その他42

障がい者のシンボルマークについて	42
相談窓口	44

第12章 連絡先一覧

.....45



第1章 手帳の交付

身体障害者手帳

身体障がい者が各種の援護や制度上の便宜を受けるために、身体障害者手帳を交付します。

区 分	内 容
対 象 者	上肢・下肢・体幹・目・耳・平衡・言語・心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓・免疫に障がいのある方（18歳未満も含む）。 1級～6級に分かれています。
申 請 手 続	手帳交付申請書類は、次の通りです。 ①申請書（用紙は各市町村にあります） ②印鑑 ③診断書（指定を受けた医師が記入したもの） ④本人の写真（タテ4cm×ヨコ3cm 上半身 無帽のもの） 等
届 出 等	手帳交付後、次のようなときは届出をして下さい。 ①住所や氏名が変わったとき ②手帳を紛失したとき ③障がいの程度に変更を生じたとき ④死亡などにより手帳を必要としなくなったとき（返還） ⑤他の市区町村から転入したとき（※転出先で手続きをします） ※破損で使用できないときは、再発行ができます。
問 合 せ 先	各市町村役場

療育手帳

知的障がい者が各種の援護や制度上の便宜を受けるために、療育手帳を交付します。

区 分	内 容
対 象 者	児童相談所や障害者総合福祉センターで知的障がいと判定された方（18歳未満も含む）。大きくAとBに分かれています。
申 請 手 続	手帳交付申請書類は、次の通りです。 ①申請書（用紙は各市町村にあります） ②印鑑 ③本人の写真（タテ4cm×ヨコ3cm 上半身 無帽のもの） ④身体障害者手帳の交付を受けている方はその手帳 ⑤特別児童扶養手当を受けている方はその証書 等
届 出 等	手帳交付後、次のようなときは届出をして下さい。 ①住所や氏名が変わったとき ②手帳を紛失したとき ③障がいの程度に変更を生じたとき ④死亡などにより手帳を必要としなくなったとき（返還） ⑤他の市区町村から転入したとき（※転出先で手続きをします） ※破損で使用できないときは、再発行ができます。 ※手帳には有効期限のある場合がありますので、次回判定日前に再度判定を受けて下さい。
問 合 せ 先	各市町村役場

※療育手帳の名称は、都道府県によって異なります。

精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障がい者が各方面の協力による各種の支援策を受けるために、県で精神障害者保健福祉手帳を交付します。

区 分	内 容
対 象 者	精神障がいのために、長期に渡って日常生活又は社会生活に制約があると認められた方。1級～3級に分かれています。
申 請 手 続	手帳交付申請に必要なものは、次の通りです。 ①申請書（用紙は各市町村役場にあり） ②印鑑 ③アカイのどちらか ア：診断書（精神障がいに係る初診日から6ヶ月経過したもの） イ：年金証書の写し、直近の年金支払通知書又は年金振込通知書の写し、同意書 ④本人の写真（タテ4cm×ヨコ3cm 上半身 無帽のもの） ※更新の方は、精神障害者保健福祉手帳を持参して下さい。
届 出 等	手帳交付後、次のようなときは届出をして下さい。 ①住所や氏名が変わったとき ②手帳を紛失したとき ③障がいの程度に変更が生じたとき ④死亡などにより手帳を必要としなくなったとき（返還） ⑤他の県や市区町村から転入したとき ※手帳には有効期間があります。（手帳交付日より2年間）期限が切れる3ヶ月前から更新の手続きが可能です。 ※破損で使用できないときは、再発行ができます。
問 合 せ 先	各市町村役場

◆解説 : 障がい等級による種別・級別について

第1種 原則として、交通機関での移動の際、介護者が必要と認められた方

第2種 交通機関での移動の際、介護者を必要としない方

※各種割引や減免などで、第1種の方と第2種の方では、取扱いが異なります。

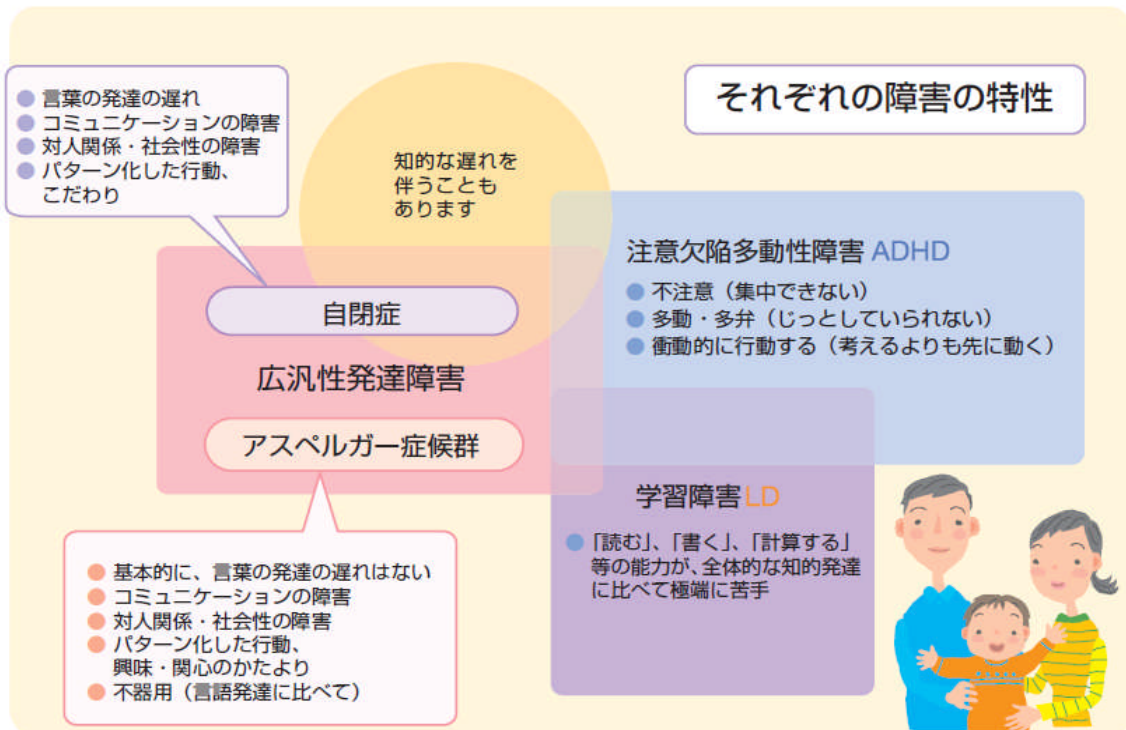
身体障がい者手帳	療育手帳（福島県）
1級・2級 重度の身体障がい者	A（最重度・重度） 日常生活において常時介護をよ
3級・4級 中度の身体障がい者	うする程度のもの
5級・6級 軽度の身体障がい者	B（その他） Aに該当する程度の障がい以外

精神保健福祉手帳	
1級	精神障がいであって日常生活の介助を受けなければ済ませることが殆どできない程度のも
2級	精神障がいであって日常生活が著しい制限を受けるか、又は制限を加えることを必要とする程度のも
3級	精神障がいであって日常生活もしくは社会生活に制限を受けるか、又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のも

(参考 1) 発達障がい児(者)への支援について

発達障がいとは

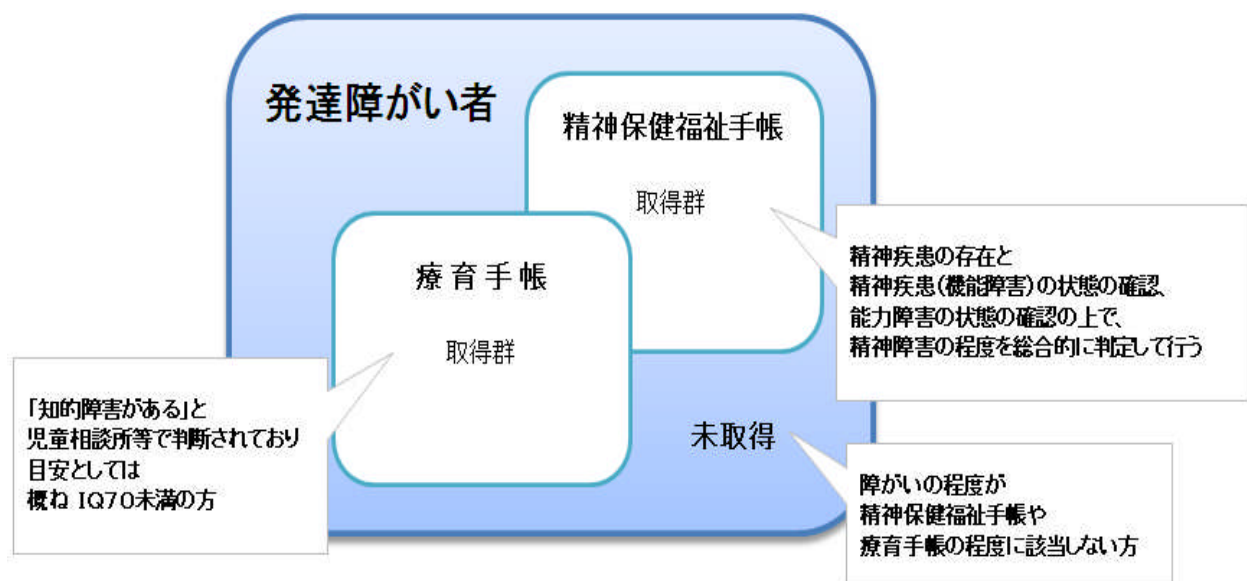
発達障害者支援法では自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものとされています。(法第2条)



(※上図：厚生労働省「発達障害の理解のために」より)

発達障がい児(者)に対する福祉制度・福祉サービス

障害者自立支援法で定義している知的障害者・精神障害者(その他の精神疾患)として、各種サービスを受けることができます。



発達障がい児（者）の支援機関

発達障がい児（者）の支援機関は以下のとおりです。

区 分	内 容	連 絡 先
発達障がい者支援センター	<p>発達障がい者支援センターは、自閉症などの発達障害児（者）への支援を総合的に行うことを目的とした地域の拠点です。</p> <p>発達障がい児（者）とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携を強め、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障がい児（者）とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行っています。</p> <p>①相談支援 ②発達支援 ③就労支援 ④普及・啓発</p>	<p>〒963-8041 福島県郡山市富田町字上の台4-1</p> <p>■電話 (024)951-0352</p> <p>■FAX (024)951-0359</p>
相談支援アドバイザー	<p>発達障がいに限らず、障がい者の支援において、市町村をまたがる広域的な連携を必要とするケースや、高い専門性を要する困難ケースの相談を受けています。</p> <p>また、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・支援、障がい児の通う保育所や児童デイサービス事業所等の職員の療育技術の指導なども行っています。</p>	<p>※会津圏域は ■福島県ばんだい荘あおば →0242-65-2711</p> <p>※南会津圏域は ■あかまつ荘 →0241-62-5088</p>
発達障がいサポートコーチ	<p>発達障がい者支援センターで「発達障害」の診断を受け、地域での支援が必要なケースを、地域の支援機関をコーディネートし、個別支援計画により発達障がい児（者）を支援します。</p>	
発達障がい児地域療育機能強化事業を実施している児童デイサービス事業所	<p>発達障がい児（疑いも含む）に対し、発達障害の診断前・後の支援を行います。</p> <p>具体的には、児童デイサービス事業所の療育場面を活用し、発達障がい児、家族及び保育所職員などの支援者に対して、療育体験実習を通じた助言や情報提供を行っています。</p>	<p>会津・南会津圏域は ■ゆめみっこ →0242-33-8818</p>
各市町村役場保健師	<p>障害福祉サービスを利用したいとき、障害者手帳（身体・療育・精神）を取得したいときなどは住民登録している市町村役場で手続きをします。</p>	<p>各市町村役場の ・障がい福祉担当課 ・児童福祉担当課</p>

(参考 2) 高次脳機能障がい者への支援について

高次脳機能障がいとは

脳卒中などの病気や交通事故などで脳の一部が傷を受けると、その損傷部分により特定の症状が出ます。身体のマヒや視聴覚の障がいとは別に、思考・記憶・行為・言語・注意などの脳機能の一部に障がい起きた状態を、高次機能障がいといいます。

主な原因

- 脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血など）
- 脳外傷（脳挫傷、びまん性軸索損傷など）
- 脳炎、脳腫瘍
- 低酸素脳症（一酸化中毒、心肺停止蘇生後）

だれもが、ある日突然
なるかもしれない障害です。

高次脳機能障害の色々な症状



(※上図：東京都心身障害者福祉センター「高次脳機能障害の理解のために」より)

高次脳機能障がい者に対する福祉制度・福祉サービス

後遺症の状況によっては各種障害者手帳を取得して、福祉サービスを利用することができます。(障害者手帳に該当するかどうかの基準は、各種手帳制度により決まっています。)

手足のまひや言語、視野の障害がある場合	身体障害者手帳
発達期（18歳未満）に受傷した場合	療育手帳
記憶や注意機能、社会的行動上の障害がある場合	精神障害者保健福祉手帳

区 分	内 容	連 絡 先
<p>福島県高次脳機能障がい支援室</p>	<p>郡山市にある総合南東北病院が、県から「福島県高次脳機能障がい支援室」の指定を受け、病院内に支援室を設け、支援コーディネーターによる相談等を行っています。相談料は無料です。</p> <p>【利用対象者】 ①高次機能障害者とその家族 ②高次脳機能障害に関わる医療機関・福祉関係施設</p> <p>【支援室としての業務】 ①利用対象者への相談支援など ②利用可能な社会資源、家族会などの紹介</p>	<p>■住所 郡山市八山田七丁目 115</p> <p>■電話 024-934-5680</p> <p>※8:30～17:00 (月～土)</p>
<p>障がい者と家族の会</p>	<p>脳外傷児・者およびその家族の親睦や情報交換、相互支援を通じて生活安定や社会環境の改善を図ることを目的とした親睦団体です。 ※公的な団体ではありません。詳細は右記事務局へ直接確認して下さい。</p>	<p>■電話 024-533-5391</p>

※その他、各市町村役場やハローワークでも相談を受けています。
 連絡先は、本ハンドブックの関連ページをご覧ください。

第2章 医療

自立支援医療（更生医療、精神障害者通院医療、育成医療）

障がいをお持ちの方々が、その心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を言います。

指定の医療機関で医療を受けた場合、どの障がいの人でも医療費の1割が原則として自己負担となります。ただし、本人及び扶養義務者等の所得状況及び課税額に応じて上限（負担限度額）が決められています。

1. 更生医療

日常・社会・職業能力を回復・向上することを目的とした手術、リハビリテーション医療等に対して、医療費の一部を助成する制度です。

区 分	内 容	
対 象 者	18歳以上で、身体障害者手帳をお持ちの方	
内 容	肢体不自由	人工関節置換術、関節固定術 等
	じん臓機能障がい	人工透析、じん臓移植 等
	心臓機能障がい	ペースメーカー移植術 等
	小腸機能障がい	中心静脈栄養法
	肝臓機能障がい	肝臓移植、肝臓移植に伴う医療
	免疫機能障がい	抗HIV療法 等
	視覚障がい	角膜移植術、白内障手術 等
	聴覚障がい	外耳道形成術、鼓膜穿孔閉鎖術 等
	音声・言語機能障がい	口唇形成術 等
	そしゃく機能障がい	歯科矯正治療
自己負担額	1割負担 ※ただし、非課税世帯の場合は月額負担上限が設けられます。 また課税世帯で高額治療継続に該当する場合も、月額負担上限が設けられます。（下図参照） ※入院時の食費は原則自己負担になります。 ※身体障害者手帳とも同時申請が可能です。	
申請手続	①更生医療意見書 ②健康保険証 ③身体障害者手帳 ④印鑑 等 ※①の意見書は、指定自立支援医療機関であれば、全国どこの医療機関でも結構です。（指定医療機関であるか不明な場合は、かかりつけの医療機関の相談窓口又はケースワーカー、市町村町役場へご相談ください）	
申請場所・問合せ先	各市町村役場	

※対象となる医療の内容に記載された以外の医療でも該当となる場合がありますので、各市町村町役場へご相談ください。

2. 精神通院医療

精神疾患を有する方が通院医療を定期的を受けている場合に、医療費の一部を助成する制度です。

区 分	内 容
対 象 者	統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい、薬物障がい（依存症等）その他の精神疾患を有する方
自己負担額	1割負担 ※ただし、非課税世帯の場合は月額負担上限が設けられます。 また課税世帯で高額治療継続に該当する場合も、月額負担上限が設けられます。
申請手続	①診断書（所定の様式） ②健康保険証 ③印鑑 ④受給者の属する世帯の所得が確認できる資料 等 ※①の意見書は、指定自立支援医療機関であれば、全国どこの医療機関でも結構です。（指定医療機関であるか不明な場合は、かかりつけの医療機関の相談窓口又はケースワーカー、市町村役場へご相談ください）
申請場所・問合せ先	各市町村役場

3. 育成医療

18歳未満で身体に障がいや病気があり、放置すると将来身体に障がいが残る可能性があるが手術等の治療で障がいの改善が期待できる児童に対して、医療費の一部を助成する制度です。

区 分	内 容
対 象 者	身体上に障がいがあり、そのまま放置すると将来一定の障がいを残すとみられる18歳未満の児童で、手術等の治療によって確実な治療効果が期待できるもの
対 象 疾 患	肢体不自由、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語機能障がい、心臓・呼吸器障がい、腎臓・直腸・膀胱障がい、肝臓機能障がい、その他先天性内臓障がい
自己負担額	1割負担 ※ただし、非課税世帯の場合は月額負担上限が設けられます。 また課税世帯で高額治療継続に該当する場合も、月額負担上限が設けられます。（下図参照） ※入院時の食費は原則自己負担になります。
申請手続	①医師意見書（所定の様式） ②健康保険証 ③印鑑 ④源泉徴収票（給与所得者の場合） ⑤納税証明書（事業所得者の場合） ⑥町民税課税証明書（所得税非課税世帯の場合） 等
申請場所・問合せ先	会津保健福祉事務所 児童家庭支援チーム（0242-29-5278）

重度心身障がい者医療費の助成

重度心身障がい者の医療費の自己負担分を助成します。ただし、本人及び扶養義務者等の所得が一定額以上のときは、受給の対象となりません。また入院時の食費療養費や生活療養費は対象となりません。

区 分	内 容	
対 象 者	① 身体障害者手帳	1級、2級、3級（内部障がいのみ）
	② 療育手帳	A
	③ 精神障害者保健福祉手帳	1級
	④ ①②③の手帳を同時に2つ以上所持している	
申 請 手 続	①各手帳 ②健康保険証 ③後期高齢者医療受給者証（該当者のみ） ④印鑑 ⑤預金通帳（障がい者本人の口座） 等	
資 格 登 録	受給者証を提示し、所定の申請書に医療機関の支払い証明を受けて申請して下さい。 ※65歳以上で後期高齢者医療制度に加入されていない場合は、医療費が総額の3割負担でも給付は1割となります。 ※登録申請手続きをした月の翌月の1日から給付を受けることができます。 ※手帳を取得しただけでは助成の対象となりません。	
申請場所・問合せ先	各市町村役場	

後期高齢者医療制度による医療

後期高齢者医療制度は、原則75歳以上から適用となりますが、次に該当する方は、65歳からでも申請すれば適用することができます。

区 分	内 容	
対 象 者	①身体障害者手帳	1～3級
		4級（音声・言語機能、そしゃく機能障がいまたは下肢障がいの一部に限る）
	②療育手帳	A
	③精神障害者保健福祉手帳	1・2級
	④障害基礎年金	1・2級
申 請 手 続	①各手帳または国民年金証書 ②健康保険証 ③障がい程度が分かるもの ④印鑑	
申請場所・問合せ先	各市町村役場	

人工透析通院交通費補助

腎臓機能障がいによる人工透析のため通院されている方に対して、その交通費を補助します。

区 分	内 容
対 象 者	腎臓機能障がいで人工透析を受けている身体障がい者
補 助 額	通院に要する経費のうち月額 5,000 円を超える額 ※上限額については、各町村または各支所の福祉課に確認して下さい。
注 意 事 項	・交通費が月額 5,000 円以下の場合は給付されません。 ・通院区間距離が片道 1.5 km未満のときは対象外です。
申請場所・問合せ先	各市町村役場

特定疾病療養受療証

原因が不明で治療法が確立しておらず、かつ、生活面への長期にわたる支障がある特定の疾患（平成22年4月現在56疾患）について、医療費（保険診療分）の自己負担分の全部または一部を公費で負担し、経済的負担の軽減を図ります。

区 分	内 容	
対 象 者	特定疾患治療研究事業対象疾患（56 疾患）に罹患し、医療を受け、保険診療の際に自己負担がある方 （例）筋萎縮性側索硬化症（ALS）、ベーチェット病 など	
公 費 負 担	全額公費負担	① スモン、プリオン病、難治性の肝炎のうち劇症肝炎及び重症急性膵炎の方 ② 特定疾患のために日常生活に著しい支障のある方 （※重症患者としての認定が必要になります。） ③ ①②以外で生計中心者の前年度所得税が非課税の方
	一部公費負担	全額負担対象者以外 ※前年度の所得税課税年額に応じて、自己負担の月額限度額が異なります。
申 請 手 続	【新規申請時】 ①特定疾患治療研究事業対象患者承認申請書 ②臨床調査個人票（主治医が記入したもの） ③住民票（写し可。申請日前3か月以内に取得したもの） ④医療保険証（健康保険証）の写し ⑤生計中心者の所得税額確認書類 ⑥同意書 ⑦医療保険者の所得確認書類 ※なお、詳細は下記問い合わせ先にご確認下さい。 ※重症患者認定をされる方は、上記の他に必要な書類がありますので、下記問い合わせ先にご確認下さい。	
申請場所・問合せ先	各市町村役場、会津保健福祉事務所健康増進課（0242-29-5507） ※申請書等の様式は、下記ホームページからダウンロードできます。 http://www.pref.fukushima.jp/aizuhofuku/nanbyou/index.htm	

第3章 年金・手当

生活の保障として、年金・手当がありますが、年齢・障がいの程度・所得などにより受給制限があります。

年 金

1. 障害基礎年金

区 分	内 容
資 格 要 件	①年金加入中に初診日があること ②初診日から1年6か月を経過した日に、一定の障がいの状態であること ③初診日の属する月の前々月までに保険料納付済期間（保険料を免除される期間を含む）が被保険者期間の3分の2以上あること、または初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと ※65歳以上で障がいになった方は老齢基礎年金の受給者になるため、障害基礎年金は請求できません。 ※初診日が20歳未満の方は、国民年金に加入できないため、年金未加入でも受給資格があります。
年 金 額 (平成23年度)	1級障がい 986,100円(月額 82,175円) 2級障がい 788,900円(月額 65,741円)
申 請 手 続	①裁定請求書 ②年金手帳 ③戸籍謄本 ④診断書 ⑤病歴・就労状況等申立書 ⑥印鑑 等
申請場所・問合せ先	各市町村役場 国保年金担当課 会津若松年金事務所(0242-27-5321)

2. 障害厚生年金

区 分	内 容
資 格 要 件	厚生年金加入中に、初診日のある病気やケガにより障がい基礎年金に該当する障がいが生じたとき ※基本的には障害基礎年金と同様です。
年 金 額 (平成22年度)	厚生年金加入期間中の給与及び加入していた期間に比例して年金額が決定します。 1級・2級障がい 障害基礎年金額に障害厚生年金が上乗せされます。 3級障がい 最低保障があり、595,200円が保障されます。
申 請 手 続	①裁定請求書 ②年金手帳 ③戸籍謄本 ④診断書 ⑤病歴・就労状況等申立書 ⑥印鑑 等
申請場所・問合せ先	各市町村役場、勤務先を管轄する社会保険事務所

※各年金の「1級」「2級」の障害程度等、詳細は直接各問い合わせ先で確認して下さい。

3. 特別障害給付金

区 分	内 容
対 象	<p>①平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者の配偶者であって国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1・2級相当の障がいにかかっている方</p> <p>※障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給できる方は対象になりません。</p>
支給の制限等	本人の所得が政令で定める額以上であるとき又は国民年金法による老齢基礎年金等を受け取ることができるときは、支給が制限される。
年 金 額 (平成23年度)	<p>1級障がい 月額 49,650円 2級障がい 月額 39,720円</p>
申 請 手 続	①特別障害給付金請求書 ②年金手帳 ③診断書 ④病歴等申立書 ⑤特別障害給付金所得状況届 ⑥印鑑 等
申請場所・問合せ先	各市町村役場

4. 心身障害者扶養共済制度

心身障がい者の保護者が、万一のとき（死亡又は加入後の疾病・災害による重度障がい）、後に残された心身障がい者に終身一定の年金額が支給される制度です。

区 分	内 容
加入できる保護者の要件	<p>障がいのある方を現に扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など）であって、次のすべての要件を満たしている方。</p> <p>① 福島県内に住所があること。 ② 年齢が65歳未満であること。（年齢は毎年4月1日時点） ③ 特別の疾病又は障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。 ④ 障がいのある方1人に対して、加入できる保護者は1人。</p>
障がいのある方の範囲	<p>次のいずれかに該当する障がいのある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方。（年齢は問いません。）</p> <p>①知的障がい ②身体障がい…身体障害者手帳1～3級に該当する障がい ③精神又は身体に永続的な障がいのある方で①又は②と同程度の障がいと認められるもの。 …（例）精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など</p>
掛 金 月 額	加入時の年齢で異なります。各市町村役場に問い合わせして下さい。
年 金 額 (平成22年度)	<p>1口加入の方 月額2万円（年額 24万円） 2口加入の方 月額4万円（年額 48万円）</p>
申 請 手 続	①加入等申込書 ②住民票 ③申込者（被保険者）告知書 ④心身障害者の障害の種類及び程度を証明する書類（身体障害者手帳・療育手帳及び年金証書等） 等
申請場所・問合せ先	各市町村役場

手 当

1. 特別障害者手当

区 分	内 容
対 象 者	20歳以上であって、身体または精神に重度の障がいの有する方で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方 ※障がいの程度基準については、会津保健福祉事務所障がい者支援チームまたは市町村役場までお問い合わせ下さい。
支 給 制 限	①所得制限（手当を請求する方の前年の所得が一定金額以上であるとき、または手当を請求する方と同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定金額以上あるとき） ②施設に入所中の方 ③継続して3ヶ月以上入院している方
手 当 月 額	26,340円 (平成23年度)
手 当 の 支 給	2月、5月、8月、11月に3ヶ月分をまとめて支払います。 申請月の翌月分から手当が支給となります。
申 請 手 続	①認定請求書 ②受給資格者の戸籍謄本又は世帯全員の住民票の写し ③所得状況届 ④診断書 ⑤印鑑 ⑥金融機関の通帳写し（本人の口座）等
申 請 場 所	各市町村役場
問 合 せ 先	会津保健福祉事務所 障がい者支援チーム（0242-29-5275）

2. 障害児福祉手当

区 分	内 容
対 象 者	20歳未満であって、身体または精神に重度の障がい有する方で、日常生活において常時介護を必要とする方
支 給 制 限	①所得制限（手当を請求する方の前年の所得が一定金額以上であるとき、または手当を請求する方と同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定金額以上あるとき） ②施設に入所中の方 ③障がいを理由とする公的年金を受給している方
手 当 月 額	14,330円 (平成23年度)
手 当 の 支 給	2月、5月、8月、11月に3ヶ月分をまとめて支払います。 申請月の翌月分から手当が支給となります。
申 請 手 続	①認定請求書 ②受給資格者の戸籍謄本又は世帯全員の住民票の写し ③所得状況届 ④診断書 ⑤印鑑 ⑥金融機関の通帳写し（本人の口座）等
申 請 場 所	各市町村役場
問 合 せ 先	会津保健福祉事務所 障がい者支援チーム（0242-29-5275）

3. 特別児童扶養手当

区 分	内 容
対 象 者	<p>身体または精神に中度または重度の障がい（下記の障がい程度を参照）を有する20歳未満の児童を監護している父母、または父母にかわって児童を養育している方</p> <p>①身体障害者手帳1～3級、及び4級の一部 ②療育手帳A・B ③身体または精神の障がい重複する場合であって、①・②と同程度の状態にあること</p>
支 給 制 限	<p>①所得制限（手当を請求する方の前年の所得が一定金額以上であるとき、または手当を請求する方と同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定金額以上あるとき） ②施設に入所中の方 ③障がいを理由とする公的年金を受給している方</p>
手 当 月 額	<p>1級 50,550円 2級 33,670円 (平成23年度)</p>
手 当 の 支 給	4月、8月、11月に4ヶ月分をまとめて支払います。
申 請 手 続	①認定請求書 ②所得状況届 ③戸籍謄本、住民票写し ④診断書（省略できる場合があります） ⑤印鑑 ⑥金融機関の通帳写し 等
申請場所・問合せ先	各市町村役場

4. 児童扶養手当 ※対象者の欄には、障がいに関する内容のみを記載しています。

区 分	内 容
対 象 者	<p>父母の離婚などの理由で父又は母と生計を同じくしていない児童について手当を支給する制度。「父又は母が重度の障害にある児童」も支給要件となっています。</p>
支 給 制 限	<p>①所得制限（手当を請求する方の前年の所得が一定金額以上であるとき、または手当を請求する方と同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定金額以上あるとき） ②施設に入所中の方 ③請求する方が公的年金を受給できる場合 ④父または母の死亡により公的年金を支給される場合 ⑤父に支給される公的年金の加算の対象となっている場合</p>
手 当 月 額	<p>①児童1人の場合 ・全部支給 41,550円 ・一部支給 41,540円～9,810円（収入に応じて） ②児童2人の場合 ・全部支給 46,550円 ・一部支給 46,540円～14,810円 (①に5,000円加算) ③児童3人以上の場合 ・1人につき3,000円加算 (平成23年度)</p>
手 当 の 支 給	4月、8月、12月に4ヶ月分をまとめて支払います。
申 請 手 続	①認定請求書 ②所得状況届 ③戸籍謄本、住民票写し ④診断書（省略できる場合があります） ⑤印鑑 ⑥金融機関の通帳写し 等
申請場所・問合せ先	各市町村役場

第4章 補装具・日常生活用具

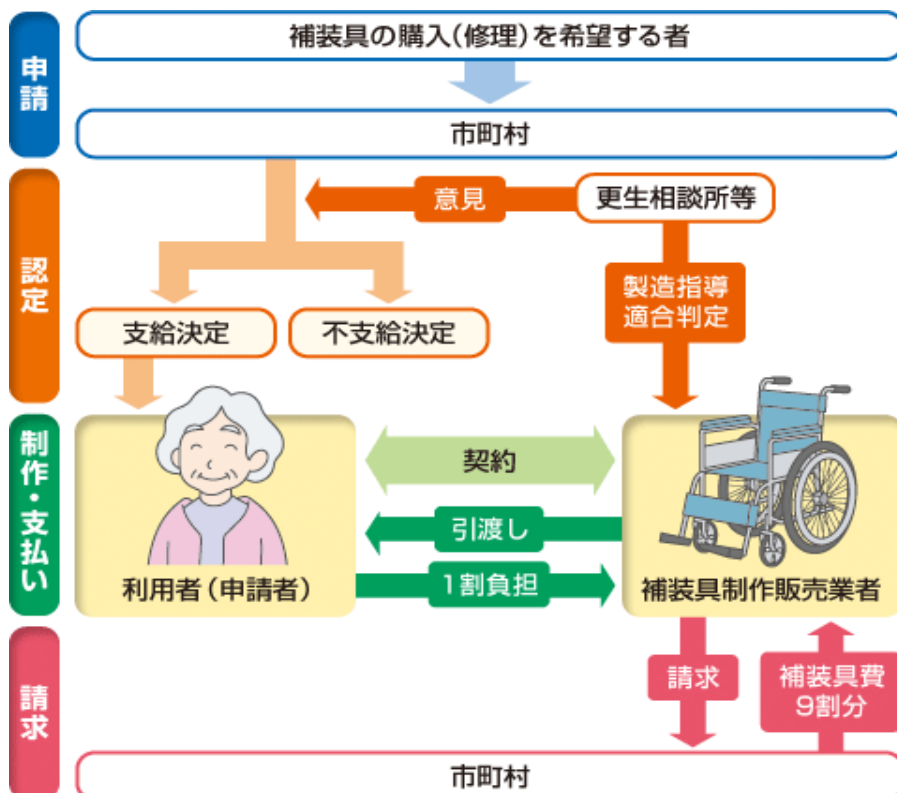
補装具費（購入費・修理費）の支給

身体上の障がいを補うために補装具の購入費・修理費の支給を行います。補装具は手帳の障がいの種類及び程度に応じて給付されますが、その必要性について福島県身体障がい者センターにて判定を行う場合があります。（判定のため相談会への出席をお願いする場合があります。

介護保険からの保険給付を受けることができる場合（ ）は、介護保険の給付が優先されます。

区 分	内 容
補装具の種類	障がい名 補装具名
	視覚障がい 盲人安全杖、義眼、眼鏡、点字器等
	聴覚障がい 補聴器等
	音声言語障がい 人口喉頭等
	肢体不自由 義手、義足、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、頭部保護帽、歩行補助杖等
	内部障がい ストマ用装具等
	※上記の他、座位保持椅子、頭部保持具、起立保持具、排便補助具があります。
自己負担額	1割負担 ※ただし、本人及び扶養義務者の収入の状況及び課税額に応じて、月額負担上限が設けられます。
申請手続	①手帳 ②医師の意見書 ③見積書 ④印鑑等
申請場所・問合せ先	各市町村役場

※支給までの流れ



（※上図：「WAMNET障害者自立支援法早わかりガイド」より）

日常生活用具の給付・貸与

在宅の重度障がい者の日常生活が容易になるよう、障がいの種類及び程度に応じて日常生活用具の給付または貸与を行います。対象者や用具の種目は、各市町村によって異なりますので詳細は各市町村役場にご確認下さい。

介護保険からの保険給付を受けることができる場合は、介護保険の給付が優先されます。

区 分	内 容	
対 象 者	対 象 者	用 具 名
	視 覚 障 が い	盲人用テープレコーダー、時計、タイムスイッチ、点字・カナタイプライター、電卓、体温計、はかり、体重計、電磁調理器、点字図書、拡大読書器等
	聴 覚 音 声 言 語	聴覚障がい者用屋内信号装置、ファックス、携帯用会話補助装置、文字放送用デコーダー等
	肢 体 不 自 由	浴槽、湯沸器、便器、特殊ベッド、電動タイプライター、ワープロ、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、重度障がい者用意思伝達装置等
	内 部 障 が い	透析液加湿器、酸素ポンプ運搬機、ネブライザー等
	膀 胱 ・ 直 腸 障 が い	ストマ用装具 他
対 象 者	共 通	火災報知器、自動消火器、緊急通報装置等
	貸 与	福祉電話、ファックス等
自 己 負 担 額	1割負担 ※ただし、本人及び扶養義務者の収入の状況及び課税額に応じて、月額負担上限が設けられます。 ※給付後に要する維持管理や修理等に関する費用は、本人負担となります。	
申 請 手 続	①手帳 ②医師の意見書 ③見積書 ④印鑑 等	
申 請 場 所 ・ 問 合 せ 先	各市町村役場	

第5章 障がい福祉サービス

施設福祉サービス

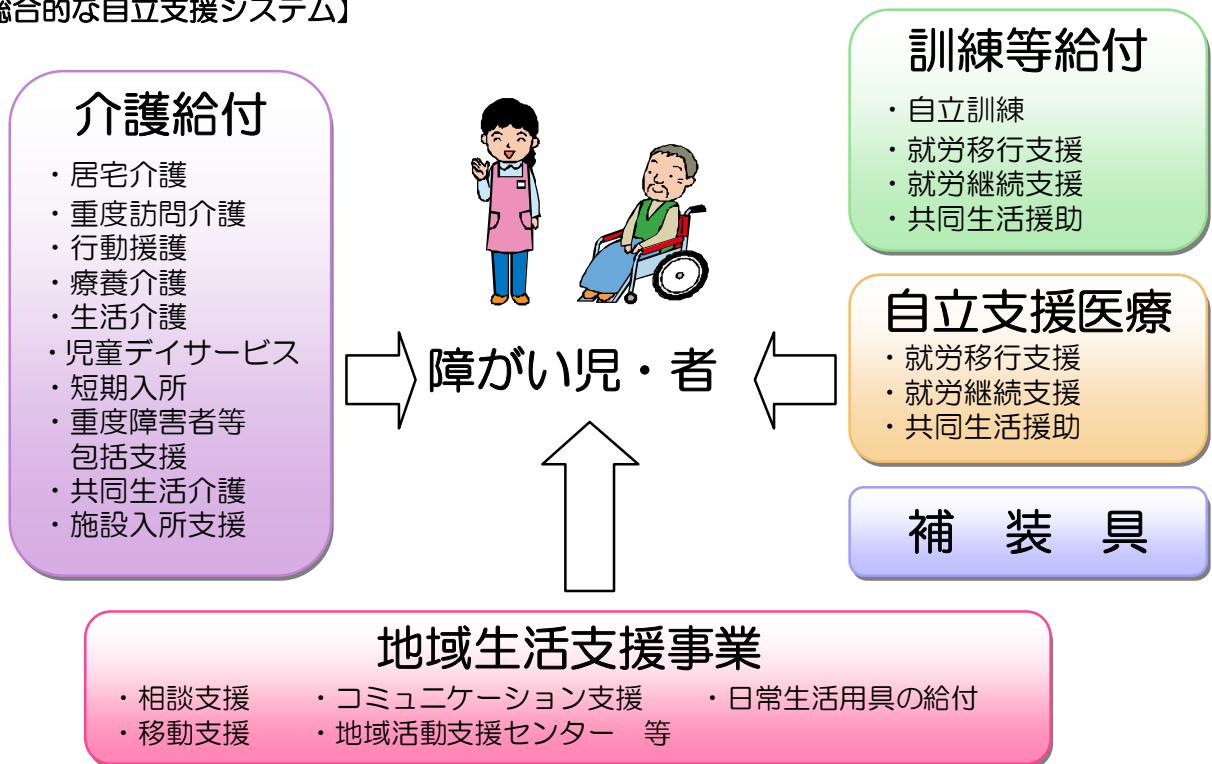
身体障がい者のうち、特に医学的治療、生活訓練、職能訓練を必要とする方や家族から必要な看護を受けられない方が、入所または通所して必要な訓練等を受けることができます。

区 分	内 容	
施 設 の 種 類	施設の種類	内 容 等
	更生施設	身体障がい者が更生に必要な訓練を受けて社会復帰を図るための施設 (国立身体障害者リハビリテーションセンター、福島県ひばり寮 等)
施 設 の 種 類	療護施設	在宅において介護を受けることが困難な重度障がい者の生活施設 (福島県きびたき寮、清心園、野の花ホーム)
	授産施設	働く意思と能力のある雇用の困難な障がい者が入所または通所して自活する施設 (けやきの村 等)
自己負担額	本人及び扶養義務者の収入の状況及び課税額に応じて、自己負担が設けられます。	
申請場所・問合せ先	各市町村役場	

障害者自立支援法

障がいのある方が同じ制度のもと、地域で自立した生活ができるよう定められ、障がいのある方々が地域の中で自分らしい生活を送るための制度です。

【総合的な自立支援システム】



〈特 徴〉 ①障がいの種類によらない共通のサービス
 ②サービス費用を皆で支え合う（原則として費用の1割を負担）
 ③働きたい人の支援
 ④身近な地域でサービスを利用

【利用できるサービス】

福祉サービスは、次の3つに大別されます。

- ①在宅生活を支援する『訪問系サービス』
- ②施設への通所や入所施設での昼間のサービスである『日中系サービス』
- ③入所施設での夜間のサービスやグループホームなどの『居住系サービス』

①訪問系サービス

種類	サービスの名称	サービスの内容	対象	区分
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排泄、食事の介護等を行います。 (対象者：自宅で介護が必要な方)	身体障がい 知的障がい 精神障がい	区分 1～6
	重度訪問介護	自宅において入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 (対象者：重度の肢体不自由者で、常時介護が必要な方)	身体障がい	区分 4～6
	重度障害者等 包括支援	居宅介護などの複数のサービスを組み合わせて、包括的に支援を行います。 (対象者：寝たきり状態などの介護の必要性がとて高い方)	身体障がい 知的障がい 精神障がい	区分 6
	行動援護	外出時や外出の前後に危険を回避するために必要な支援を行います。 (対象者：知的障がいや精神障がいにより行動上の障がいがある方など)	知的障がい 精神障がい	区分 3～6
	短期入所	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。 (対象者：短い間、自宅に介護者がいない方など)	身体障がい 知的障がい 精神障がい	区分 1～6
種類	サービスの名称	サービスの内容	対象	
地域生活支援事業	移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に、移動の支援を行います。	外出時に支援が必要な方	
	日中一時支援事業	自宅で介護する方が、病気や冠婚葬祭等の場合に、日中の間一時的に施設に預けることができます。	日中介護者が不在で支援が必要な方	

②日中系サービス

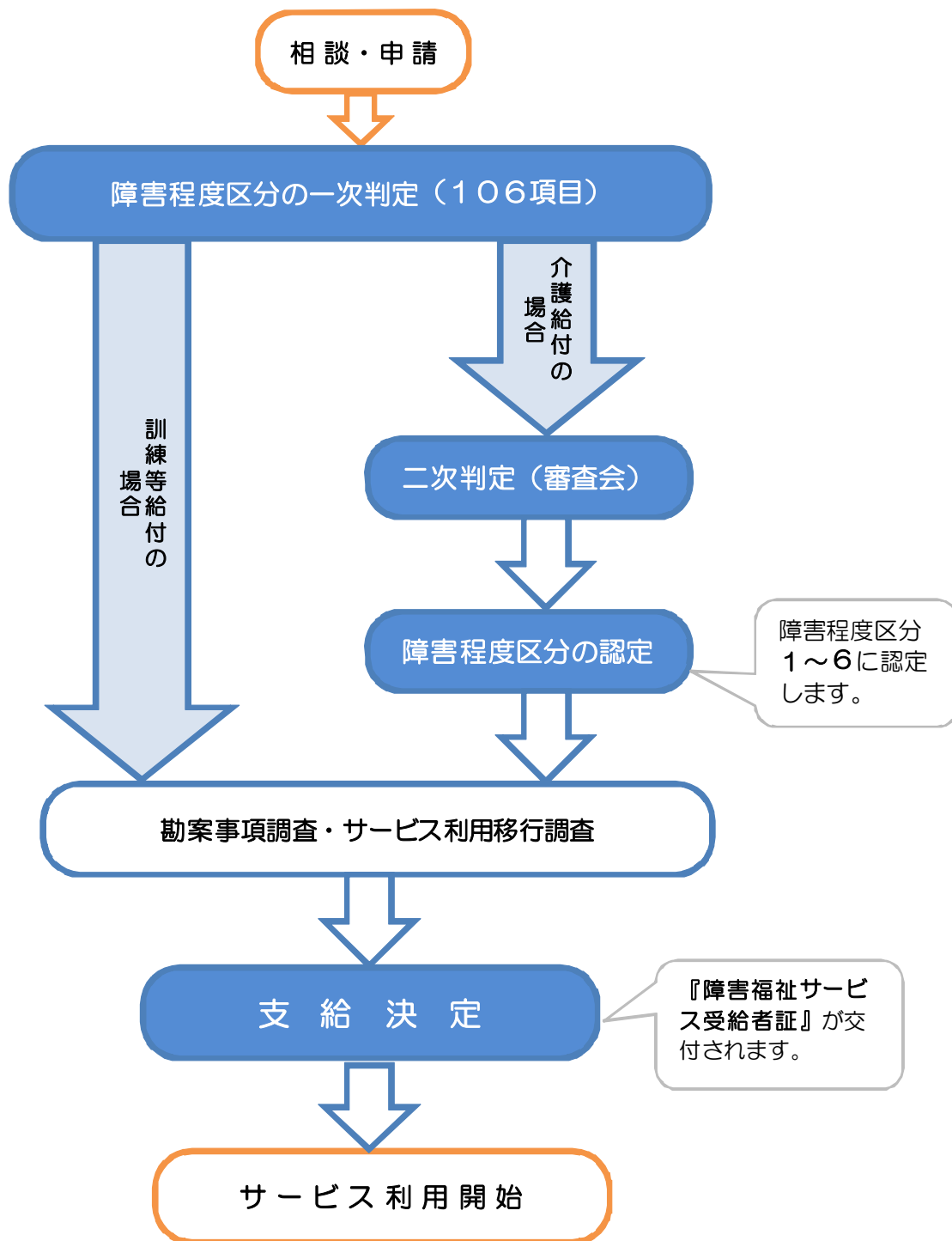
種類	サービスの名称	サービスの内容	対象	区分等
介護給付	療養介護	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活のお世話をを行います。 (対象者：長期の入院による医療ケアと常時介護を必要とする方など)	身体障がい	
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動または生産活動の機会の提供をします。	身体障がい 知的障がい 精神障がい	区分3～6 (50歳以上は区分2～6)
	児童デイサービス	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。 (対象者：障がいのある児童) ※平成22年12月10日より特例措置が設けられ、満18歳までに児童デイサービスを利用している障がい児については、満20歳まで継続利用できるようになりました。		
種類	サービスの名称	サービスの内容	対象	利用期間の制限
訓練等給付	自立訓練	「機能訓練」 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間身体機能向上に必要な訓練を行います。	身体障がい	有 (18か月)
		「生活訓練」 障がいの状況から自立生活が困難な方に、地域生活に必要な生活能力向上のための訓練を行います。	知的障がい 精神障がい	有 (24か月)
	就労移行支援	一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 (対象者：一般企業への就労を希望する方など)	65歳未満の障がい者	有 (24か月)
	就労継続支援	「A型(雇用型)」 就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識や能力の向上に必要な訓練を行います。	65歳未満の障がい者	無
「B型(非雇用型)」 企業での就労が困難な方、一定の年齢に達している方などに働く場を提供するとともに、必要な訓練を行います。		身体障がい 知的障がい 精神障がい	無	
種類	サービスの名称	サービスの内容	対象	区分等
地域生活支援事業	移動支援事業	円滑に外出できるよう、移動を支援します。	対象者は自治体によって異なります。	

③居住系サービス

種類	サービスの名称	サービスの内容	対象	区分等
介護給付	施設入所支援 (障がい者支援施設での夜間ケア等)	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護などを行います。 (対象者：夜間において介護が必要な方、通所では自立訓練や就労移行支援の利用が困難な方など)	身体障がい 知的障がい 精神障がい	区分4～6 (50歳以上は区分3～6)
	共同生活介護 (ケアホーム)	共同生活の場所以で入浴や排泄、食事の介護などを行います。 (対象者：地域での共同生活を希望する方で、介護が必要な方)	身体障がい 知的障がい 精神障がい	区分2～6
種類	サービスの名称	サービスの内容	対象	区分等
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	介護を必要とせず、就労しているまたは自立訓練・就労移行支援等を利用する方に、夜間や休日に日常生活の支援を行います。	身体障がい 知的障がい 精神障がい	非該当 区分1

【申請から利用までの流れ】

18歳以上の障がい者の方がサービスを利用したい場合



※障がい児（18歳未満）の場合、原則、障害程度区分認定や審査会は行いません。

【利用者負担】

原則として、サービス費用の1割負担です。食費や光熱費などの実費についても、利用者の負担となります。

●世帯の範囲

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18、19歳を除く)	サービス利用者とその配偶者
障がい児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※平成22年12月10日からの特例措置により、満20歳までに児童デイサービスを利用する場合は、世帯の範囲は「障がい児」となる。

利用者負担の月額上限額は、次のとおりとなります。また軽減措置も設けられています。

●全てのサービス利用(平成22年4月1日～)※平成21年度から変更になっています。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税 非課税世帯で本人の収入が80万円以下	
低所得2	市町村民税 非課税世帯	
一般1	居宅で生活する障害児(加齢児を除く。)	4,600円
	居宅で生活する障害者(加齢児を含む。)及び20歳未満の施設入所者	9,300円
一般2	市町村民税 課税世帯	37,200円

第6章 税金の控除・減免

自動車税・自動車取得税の減免

障がいのある方本人が所有する自動車について、障がいの種類や等級により自動車税・自動車取得税が免除になります。(障がい者1人につき1台です)

区 分		対 象 範 囲											
		障がい者本人が運転する場合						障がい者と同一生計の方または 常時介護をされる方が運転する場合					
手 帳 等 級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
身 体 障 が い 者	視覚障がい	●	●	●	●			●	●	●	●		
	聴覚障がい		●	●					●	●			
	平衡機能障がい			●						●			
	音声機能障がい			●									
	上肢不自由	●	●					●	●				
	下肢不自由	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	体幹不自由	●	●	●		●		●	●	●			
乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能 障がい	上肢	●	●					●	●				
	移動機能	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
手 帳	心臓、腎臓、呼吸器、小腸、 膀胱又は直腸機能障がい	●		●	●			●		●	●		
	肝臓機能障がい	●	●	●	●			●	●	●	●		
	ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障がい	●	●	●	●			●	●	●	●		
療 育 手 帳		対象外						A					
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳		対象外						1級かつ自立支援医療（精神通院） 受給者証の交付を受けた方					
申 請 手 続		①自動車税・自動車取得税減免申請書 ②手帳 ③運転免許証 ④自動車 検査証 ⑤印鑑 ⑥同一生計証明書（*）、常時介護証明書（*）等											
申 請 場 所 ・ 問 合 せ 先		・自動車税、自動車取得税→会津地方振興局県税部（0242-29-5261） ・軽自動車税→市町村役場 税務担当課											

*課税機関で手続きする前に、市町村役場で発行してもらう必要があります。

(詳細は、各市町村役場 障がい福祉担当課にお問い合わせ下さい。)

生計同一証明書（障がい者のために運転する旨の証明書）

障がい者と生計を一にする者が自動車を運転する場合に必要です。世帯分離している場合は、対象となりません。

常時介護証明書

常時介護者が運転する場合に必要です。“減免を受ける自動車を障がい者の生計及び通院等のために1年以上継続して週3回以上使用している”ことを証明します。誓約書、病院等証明書、運転計画書が必要となります。

住民税・所得税の控除

身体及び知的、精神に障がいのある方または扶養義務者の方は、住民税や所得税を算出する際に所得額から一定の控除を行い税金を減額します。年末調整や確定申告時に申告して下さい。

【問い合わせ先】

- 各市町村役場 税務担当課
- 会津若松税務署（0242-27-4311）
- 会津地方振興局県税部（0242-29-5261）

1. 障害者の区分

税法上の障害者の区分は以下のとおりです。

障 害 者	身体障害者手帳 3～6級 療育手帳 B 精神障害者保健福祉手帳 2・3級
特別障害者	身体障害者手帳 1・2級 療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳 1級

2. 障害者本人が受けられる特例

区分（税の種類）	障害者の区分	控除額
住 民 税	障 害 者	26万円 ※障がい者本人の前年の合計所得が125万円以下の場合には非課税
	特 別 障 害 者	30万円 ※障がい者本人の前年の合計所得が125万円以下の場合には非課税
所 得 税	障 害 者	27万円
	特 別 障 害 者	40万円
相 続 税	障 害 者	6万円 (障害者が70歳に達するまでの年数1年につき)
	特 別 障 害 者	12万円 (障害者が70歳に達するまでの年数1年につき)
贈 与 税	特 別 障 害 者	非課税 (一定の信託受益権の価額のうち6,000万円まで)
心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税	障 害 者 特 別 障 害 者	①給付金…非課税(所得税) ②相続や贈与による給付金を受ける権利の取得…非課税(相続税、贈与税)
少額貯蓄の 利子等の非課税	障 害 者 特 別 障 害 者	350万円までの預貯金等の利子等…非課税(所得税)

3. 障害者を扶養している方が受けられる特例

控除対象配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

控除の種類	障害者の区分		控除額	
障害者控除	障害者		27万円	
	特別障害者		40万円	
配偶者控除	70歳未満	同居特別障害者以外	38万円	
		同居特別障害者	73万円	
	70歳以上	同居特別障害者以外	48万円	
		同居特別障害者	83万円	
扶養控除	16歳以上 23歳未満 (特定扶養親族)	同居特別障害者以外	63万円	
		同居特別障害者	98万円	
	70歳未満	同居特別障害者以外	38万円	
		同居特別障害者	73万円	
	70歳以上	同居老親等以外	同居特別障害者以外	48万円
			同居特別障害者	83万円
		同居老親等	同居特別障害者以外	58万円
			同居特別障害者	93万円

第7章 運賃等の割引

公共交通機関の運賃割引

1. JR運賃

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は、手帳に記載されている種の区分（第1種または第2種）等に応じて、運賃が割引になります。

区 分		条 件	割引範囲	割引率
第1種	身体障害者手帳	介護者とともに乗車する場合	本人及び介護者1名の普通乗車券、定期乗車券、回数乗車券、普通急行券	5割
	療育手帳	単独で乗車する場合	片道100kmを超えるときの普通乗車券	5割
第2種	身体障害者手帳	単独で乗車する場合	片道100kmを超えるときの普通乗車券	5割
	療育手帳	12歳未満の子供とその介護者	定期乗車券	5割
申請場所・問合せ先		JR線各販売窓口		

【例）会津若松 ～ 郡山】



片道 1,110円 → 560円

※私鉄の場合も取り扱いについては原則としてJR線と同じですが、会社によっては多少取り扱いが異なる場合もありますので、詳しくは直接各鉄道会社にお問い合わせ下さい。

※会津鉄道の場合、精神障害者も割引の対象となります。

2. 国内航空運賃

12歳以上で身体及び知的、精神に障がいのある方は、航空機を利用する際に手帳に記載されている種の区分（第1種または第2種）等に応じて、運賃が割引になります。

区 分		割引範囲	割引率※
第1種	身体障害者手帳 療育手帳	本人及び介護者1名	約25%～37%
第2種	身体障害者手帳 療育手帳	本人のみ	約25%～37%
申請手続	<p>事前に役場等で証明印の押印を受ける必要があります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>(第1種)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(第2種)</p> </div> </div> <p>購入もしくは搭乗手続きの際に手帳を提示してください。</p>		
申請場所・問合せ先	各市町村役場、各航空会社		

※割引率は航空会社により異なる場合がありますので、事前に航空会社へお問い合わせ下さい。

※国際線に割引が適用されるかどうかについては、各航空会社へご確認下さい。

3. 県内バス運賃

JRの割引制度とほぼ同様に、本人及び介護者1名とともに5割引の割引制度があります。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示が必要です。

【例）若松駅前～ 県立病院前（若松）】

片道 260円 → 130円

※詳しくは直接各バス会社にお問い合わせ下さい。

※会津バス（電話 0242-22-5560）

福島交通（電話 024-533-2131）

4. タクシー運賃

料金支払いの際に、身体障害者手帳または療育手帳を提示していただくと、料金が1割引になります。

※精神障害者保健福祉手帳所持者については、タクシー会社ごとに割引の有無が異なりますので、直接各タクシー会社へお問い合わせ下さい。

5. 有料道路通行料

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は、手続きをすることにより有料道路料金が減額になります。

区 分	内 容	
対 象 者	本人が運転する場合	身体障害者手帳の交付を受けた方
	介護者（同一生計の方）が運転し本人が同乗する場合	各手帳の交付を受けた方で、手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」が「第1種」の方
割 引 率	5割	
申 請 手 続	【手帳で割引を受ける場合】 ①手帳 ②登録を希望される車の自動車検査証 ③運転免許証（本人が運転する場合） ④印鑑 等 【ETCを利用して割引を受ける場合】 ①手帳 ②登録を希望される車の自動車検査証 ③運転免許証（本人が運転する場合） ④印鑑 ⑤ETCカード（手帳所持者本人名義のもの） ⑥ETC 車載器セットアップ申込書・証明書	
申 請 先	各市町村役場 （手帳に該当する車両の番号等を記載し証明印を押印します）	
問 い 合 せ 先	（高速道路関係機関） ・NEXCO 東日本お客様サービスセンター（0570-024-024） ・有料道路障がい者割引 ETC 登録係（024-477-1158）	

※法人名義、事業用、営業用、台車等は対象となりません。

※登録できる自動車は、障がい者本人または家族名義のものに限ります。

また、登録できる台数は、障がい者の方一人につき1台です。

第8章 その他のサービス

NHK放送受信料の免除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳をお持ちの方は、手続きをすることによりNHK放送受信料の全額または半額の免除が受けられます。

区 分	内 容	
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	
対 象 者	全 額 免 除	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が世帯構成員であり、世帯構成員全員が住民税非課税世帯
	半 額 免 除	①世帯主が身体障害者手帳をお持ちで、視覚又は聴覚障がい者 ②世帯主が身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が1級又は2級 ③世帯主が療育手帳をお持ちで、重度の知的障がい者（療育手帳A） ④世帯主が精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が1級
申 請 手 続	①手帳 ②印鑑 等	
申請場所・問合せ先	各市町村役場	

※手帳の等級は総合等級で判断します。

地上デジタル放送受信のための支援

今までのテレビ放送（地上アナログ放送）は平成23年7月で終了します。総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送が受信できない人に対し、簡易なチューナーの無償給付などの支援を行っています。

区 分	内 容
対 象 者	NHKの放送受信料が全額免除となっている世帯。 ※身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者で世帯構成員全員が住民税非課税世帯
支 援 内 容	簡易なチューナーの無償給付や、屋外アンテナの無償改修（簡易チューナーだけでは視聴できない場合）など
申 請 手 続	市町村役場に設置してある申請書に必要事項を記入し申請します。
申請場所・問合せ先	各市町村役場、 総務省地デジチューナー支援実施センター（電話 0570-033840 または 044-969-5425）

※支援を受けるには、NHKと放送受信契約を結び、受信料の全額免除を受けることが必要です。

※地上デジタル放送が始まっていない地域の方は、デジタル放送開始後の支援となります。

NTT番号案内料金の免除

障がいのある方が、番号案内（104）を利用する場合、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることにより無料になります。

区 分	内 容	
対 象 者	身体障害者手帳	①視覚障がい 1～6級 ②肢体不自由（上肢・体幹） 1・2級
	療育手帳	A、B
	精神障害者保健福祉手帳	1～3級
申 請 手 続	①手帳 ②印鑑 等	
申 請 場 所 ・ 問 合 せ 先	NTT 東日本全国共通（0120-104174）	

駐車禁止除外指定車証票の交付

障がいの状況により、やむを得ず駐車禁止区域内において乗下車する場合に、駐車許可証を受けられます。

区 分	内 容			
対 象 者	身体障害者手帳	視覚	1～3級、4級の一部	
		聴覚	2級、3級	
		平衡機能	3級	
		肢体不自由	上肢	1級、2級の一部
			下肢	1～4級
			体幹	1～3級
		脳原	上肢機能	1～2級
			移動機能	1～2級
		心臓、腎臓、呼吸器、膀胱 又は直腸、小腸、肝臓、肝 臓の障がい	1～3級	
		免疫機能障がい	1～3級	
	療 育 手 帳	A（最重度、重度）		
	精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	1級		
申 請 手 続	①手帳 ②自動車検査証 ③運転者の運転免許証 ④印鑑 等 （家族運転の場合は住民票も必要となります。）			
申 請 場 所 ・ 問 合 せ 先	各市町村役場、 警察署			

※ 平成22年4月19日より「高齢運転者等専用駐車区間制度」が始まり、障がい者や高齢者を対象とする専用駐車スペースが、県庁、病院、郵便局等の周辺29箇所に設置されます。上記の標章をそのまま掲示して利用できます。標識は青地に白文字の「P」マークの下に「標章車専用」と記されています。

※ 思いやり駐車制度の利用者証では駐車できませんのでご注意ください。

スパイクタイヤの使用

スパイクタイヤの使用については、「スパイクタイヤ粉じん発生の防止に関する法律」により、一部の地域を除いて使用禁止となっていますが、身体障害者手帳をお持ちの方で自ら運転する場合は、この規則の対象外になります。

区 分	内 容
対 象 者	身体障害者手帳をお持ちの方 ①肢体不自由1～6級 ②内部障がい1～4級 (心臓、腎臓、呼吸器、膀胱または直腸、小腸、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能)
申 請 手 続	①手帳 ②自動車検査証 ③運転免許証 ④印鑑 等
申請場所・問合せ先	各市町村役場、 警察署

おもいやり駐車場利用証の交付（平成21年7月～）

スーパー、病院、公共施設などに設置されている車いすマークの駐車スペースを利用できる人を明確にし、本人に利用証を交付するものです。本人が運転または同乗する自動車を「おもいやり駐車場」に駐車する場合のみに利用できます。

区 分	内 容			
対 象 者	身体障害者手帳	視覚	4級以上	
		平衡機能	5級以上	
		肢体不自由	上肢	2級以上
			下肢	6級以上
			体幹	5級以上
		脳原	上肢機能	2級以上
			移動機能	6級以上
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸、肝臓の障がい	4級以上		
免疫機能障がい	4級以上			
療育手帳	A（最重度、重度）			
精神障害者保健福祉手帳	1級			
申 請 手 続	①手帳 ※代理の方が申請する場合は、運転免許証等			
申請場所・問合せ先	各市町村役場、会津保健福祉事務所（高齢者支援チーム）			

※利用できる駐車場は、スーパー、医療機関、公共施設など、「おもいやり駐車場」のステッカーの表示がある協力施設の駐車場です。

携帯電話・PHS使用料割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、手続きをすることにより携帯電話の使用料及び付加機能使用料の割引が受けられます。割引の内容は携帯会社によって異なりますので、詳しくはそれぞれの会社にお問い合わせ下さい。

携帯会社	割引制度	問い合わせ先
NTT ドコモ	ハ ー テ ィ 割 引	(ドコモ携帯からは局番なしの「151」 (一般電話からは「0120-800-000」)
au (エーユー)	スマイルハート割引	(au 電話からは局番なしの「157」 (一般電話からは「0077-7111」)
ソフトバンク	ハートフレンド割引	(ソフトバンク携帯からは局番なしの「157」 (一般電話からは「0800-919-0157」)
ウィルコム (PHS)	ハートフルサポート	(ウィルコムの電話からは局番なしの「116」 (一般電話からは0120-921-156)

青い鳥郵便はがきの無償配布

青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に、通常郵便葉書20枚を入れ無料で配布しています。

区 分	内 容
対 象 者	①身体障害者手帳 1級、2級 ②療育手帳 A (又は1度、2度と表記の方)
受 付 期 間	4月1日から5月31日まで
配 布 は が き	通常郵便葉書(くぼみ入り(※)、無地、インジェクト) ※くぼみ入り通常郵便葉書は、目の不自由な方が使いやすいように、葉書の表面左下部に半円形のくぼみを入れ、上下・表裏が分かりやすいようにしている葉書。
問 い 合 わ せ 先	郵便事業株式会社 お客様サービス相談センター(0120-23-2886)

郵便料金の減免

次に掲げる郵便物は、無料あるいは割引になります。詳しいことはお近くの郵便局へお問い合わせ下さい。

郵便物の種類		重量・料金	備考
第四種郵便物 (開封)	点字郵便物	無料 (3kgまで)	点字のみを掲げたものを内容とするもの。
	特定録音物等郵便物		盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、郵便事業株式会社が指定する施設から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるものに限る。
第三種郵便物 (心身障害者団体が発行する定期刊行物を内容とし発行人から差し出されるもの)	月3回以上発行する新聞紙	8円(50gまで) ※1kgまで。 ※50gを超えるものは50gごとに3円増。	毎年4回以上号を追って定期に発行するもの。 一回の発行部数が500部以上のもの。
	その他	15円(50gまで) ※1kgまで。 ※50gを超えるものは50gごとに5円増	
点字ゆうパック		ゆうメール料金の半額(3kgまで) ※3kg以上は一般小包郵便物(ゆうパック)の特別料金(3)の半額	小包郵便物の大きさは長さ、幅、厚さの合計が1.7m以内。
心身障がい者用ゆうメール		ゆうメール料金の半額(3kgまで)	身体に重度の障がいのある方または知的障がいの程度が重い方と一定の図書館との間で発受されるものに限る。
聴覚障がい者用ゆうパック		ゆうメール料金の半額(3kgまで)	聴覚障がい者用ビデオテープを内容とし、聴覚障がい者と、郵便事業株式会社が指定する施設との間で発受されるものに限る。

郵便等による不在者投票制度

重度の障がい等により、投票所に行って投票することができない人が、郵便や親書便を利用して投票できる制度です。この制度を利用するには、選挙人名簿に登録されている町村選挙管理委員会へ事前に申請して、「郵便投票証明書」の交付を受ける必要があります。

区 分	条 件	障害等級
身体障害者手帳の交付を受けている方	両下肢、体幹、移動機能障がい	1・2級
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓の障がい	1級又は3級
	免疫の障がい	1～3級
介護保険の被保険証の交付を受けている方		要介護5
申請場所・問合せ先	各市町村役場、各市町村の選挙管理委員会	

※郵便投票証明書の交付を受けていて、自ら投票用紙に記入することができない方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理記載人に投票の記載をさせることができます。

生活福祉資金の貸与

障がいのある方の世帯に対して、社会福祉協議会において低利にて資金の貸付事業を行っています。詳しい内容については、各社会福祉協議会にお問い合わせ下さい。

区 分	内 容	
対 象 者	障害者世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯）	
貸付資金の種類	総合支援資金、福祉資金（福祉費）、教育支援資金、不動産担保型生活資金	
貸 付 金 利 子	無 利 子	連帯保証人を立てる場合
	年 1.5%	連帯保証人を立てない場合
	※原則、連帯保証人を立てます。（立てない場合も貸付は可能。） ※緊急小口資金、教育支援資金は無利子。 ※不動産担保型生活資金は年 3%または長期プライムレートのいずれか低い利率	
備 考	市町村社協において貸付要件等の必要な確認をしたうえで、都道府県社協において審査決定します。	

公営住宅の優先入居

公営住宅の優先入居制度があり、本県の県営住宅の場合は、1級から4級までの身体障がい者と重度の知的障がい者が優先入居の対象者です。なお、市町村は別に定めています。

公共施設の割引

県立の公共施設の入場料の割引が受けられます。（県立美術館、県立博物館、アクアマリンふくしま等）詳細は、各施設にお問い合わせ下さい。

地域移行支度経費支援事業

入所施設の入所者や精神科病院の入院患者の地域生活への移行を促進するため、地域での生活において必要となる物品を購入するための費用の助成を行います。事業は、県が対象施設に助成を行い、原則対象施設が対象者に現物をもって支給もしくは現金の支給を行います。

	内 容
対 象 者	対象施設に 2 年以上入所等している障がい者（※1）であって、居宅（※2）、ケーホーム、グループホームまたは福祉ホームに移行する者。 ※1：宿泊型自立訓練事業所、精神障害者退院施設、知的障害者通勤寮及び精神障害者生活訓練施設を除く対象施設に 2 年以上入院・入所していた者に限る ※2：賃貸住宅を含む。家族等との同居の場合を除く。
対象施設	障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所、精神障害者退院支援施設、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床を有するものを含む。）、身体障害者療護施設、身体障害者入所更生施設、身体障害者入所授産施設、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設
対象物品	地域生活を開始するに当たり必要となる物品類（布団・枕・シーツ等の寝具、タオル、照明器具、食器類等。グループホーム等の共有物品は除く。）
補助単価	1 人あたり 30, 000 円以内

家賃債務保証制度

障がい者世帯が賃貸住宅に入居する際の家賃債務等を保証し、賃貸住宅への入居を支援する制度です。

詳細は、財団法人高齢者住宅財団へお問い合わせください。（電話：0120-602-708）

	内 容
対 象 住 宅	障がい者世帯等の入居を敬遠しないものとして、高齢者住宅財団と家賃債務保証制度の利用に関する基本約定を締結した賃貸住宅
対 象 世 帯	障がい者世帯：障がいの程度が次に該当する者が入居する世帯 ①身体障がい：身体障害者手帳 1～6 級 ②知的障がい：療育手帳 A・B ③精神障がい：精神保健福祉手帳 1～3 級 ※その他、高齢者世帯、子育て世帯、外国人世帯、解雇等による住居退去者世帯も対象となります。
保証の対象	①滞納家賃（共益費及び管理費を含む。） ②原状回復費用及び訴訟費用 ※①②ともに、家賃滞納により賃貸住宅を退居する場合に限りです。
保証限度額	①滞納家賃：月額家賃の 12 か月分に相当する額 ②原状回復費用及び訴訟費用：月額家賃の 9 か月分に相当する額
保証期間	原則 2 年間（賃貸借契約期間に合わせて変更可能。更新も可能。）
保証料	2 年間の保証で月額家賃の 35%を一括払い（原則入居者負担）

第9章 教育

※教育分野に関しては、会津教育事務所発行の「特別支援教育サポートブック」より引用させていただきました。

市町村就学指導審議会

1. 活動内容

各市町村教育委員会は、障がいのある子どもの就学に際して、対象児の把握や特別支援学校対象児の県教育委員会への通知、就学義務の猶予・免除などの就学に関する措置を行い、医療、教育、心理などの各方面の専門家で構成する就学指導審議会を設置して、適正な就学が図られるよう就学指導や就学先の審議などを行なっています。

区 分	内 容
対 象 者	障がいのある子ども ※専門家による心理検査の結果、保護者の意見等を求められることがあります。 ※心理検査とは ・知能検査 … 知的発達的面を見る検査 ・発達検査 … 社会生活等の発達面を見る検査
必 要 な 書 類	①診断書 ②生育歴 ③支援の状況 等
申 請 場 所 ・ 問 合 せ 先	各市町村役場教育委員会

※会津児童相談所に心理判定員がおりますので、個別相談の中で必要に応じて心理検査を受けることも可能です。

※市町村ごとに条例等で定めるなどして、審議会が開催されています。

2. 開催時期

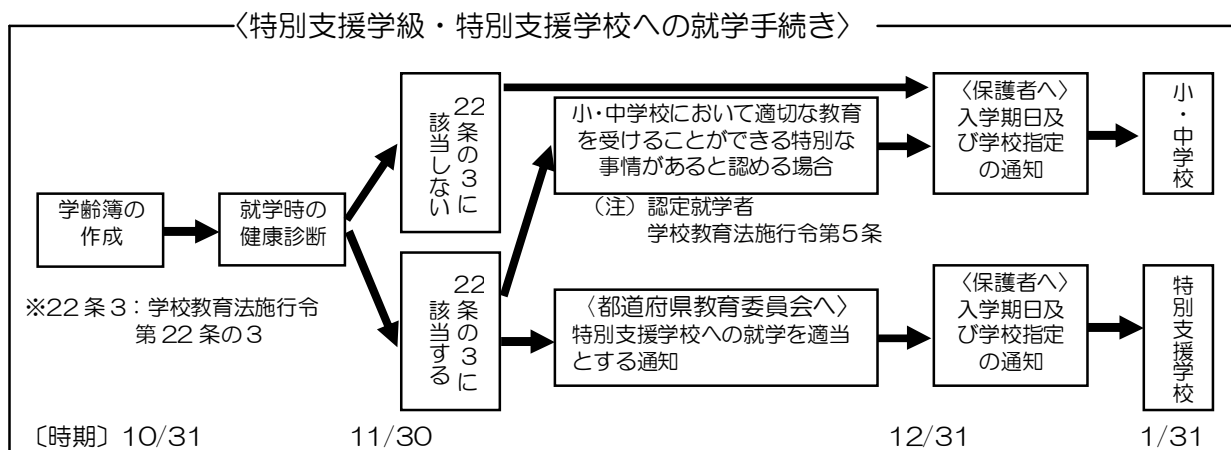
次年度の学級編制の手続は、前年の早い時期から始まります。次年度に「特別支援学級」への入学が考えられるお子さんについては、早めに審議会を開催して就学先を総合的に判断し、秋に実施する就学時健康診断の結果を踏まえて、慎重に審議を行う必要があります。

各町村における就学指導審議会は、次年度を見越して随時開催していきます。

就学の手続

障がいのある児童生徒の就学先の決定に際しては、教育学、医学、心理学等の観点から、専門家の意見を聞いた上で総合的かつ慎重に行うことが大切です。

障がいの程度が特別支援学校の就学基準に該当しない児童生徒については、特別支援学級への入級あるいは通常の学級において配慮を受けながら教育を受けることとなります。



特別な支援を必要とする児童生徒の教育の場

特別な支援を必要とする児童生徒の教育の場は、**県立特別支援学校**（旧：盲・聾・養護学校）並びに小・中学校に設置される**特別支援学級**（旧：特殊学級）、**通級指導教室**、そして**通常の学級**があります。

※平成19年の学校教育法の改正に伴い、名称が変更されました。

特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある児童生徒に対して、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じる教育を行い、障がいによる困難を克服するために必要な知識や技能などを養うことを目的とする学校のこと。 ・視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由または病弱（身体虚弱を含む）の5種類の障がいを対象としています。
特別支援学級	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校・中学校・高等学校内に置かれる、教育上特別な支援を必要とする児童生徒のための学級のこと。 ・知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、情緒障がいの7種類があります。 <p>※特別支援学級の開設や継続については、学級編制の基準等に基づいて検討され、年度ごとに見直しが図られます。</p>
通級指導教室	<p>小学校・中学校の通常の学級に在籍している、言語障がい、情緒障がい、弱視、難聴、ADHDなどの障がいがある児童生徒のうち、比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、個々の障がいの状態に応じた特別の指導を特別の指導の場で行います。</p>

特別支援学級及び特別支援学校一覧

1. 会津域内の特別支援学級（平成22年度）

	小学校		中学校	
会津若松市	12校	17学級（知的13・情緒4）	2校	4学級（知的3・情緒1）
喜多方市	4校	5学級（知的4・情緒1）	4校	4学級（知的4）
西会津町	2校	2学級（知的2）	1校	1学級（情緒1）
猪苗代町	2校	2学級（知的2）	2校	2学級（知的2）
会津坂下町	2校	3学級（知的2・情緒1）	2校	3学級（知的2・情緒1）
柳津町	1校	1学級（知的1）	1校	1学級（知的1）
会津美里町	3校	3学級（知的3）	1校	1学級（知的1）

2. 県内の特別支援学校（平成22年度）

(*)：寄宿舍設置の特別支援学校です。

主とする障がい	学校名	連絡先(Tel)	所在市町村	関係施設・医療機関等
視覚障がい	県立盲学校(*)	024 - 534 - 2574	福島市	—
聴覚障がい	県立聾学校(*)	024 - 951 - 2081	郡山市	—
	県立聾学校 福島分校	024 - 531 - 5013	福島市	—
	県立聾学校 会津分校	0242 - 22 - 1286	会津若松市	—
	県立聾学校 平分校	0246 - 34 - 2202	いわき市	—
知的障がい	県立大笹生養護学校	024 - 558 - 8710	福島市	福島県大笹生学園
	県立あぶくま養護学校	024 - 956 - 1901	郡山市	—
	県立あぶくま養護学校 安積分校	024 - 946 - 0414	郡山市	社会福祉法人 安積愛育園
	県立西郷養護学校	0248 - 25 - 3110	西郷村	社会福祉法人 白河めぐみ園/ 白河こひつじ園
	県立石川養護学校	0247 - 26 - 5544	石川町	社会福祉法人 桜が丘学園
	県立会津養護学校	0242 - 32 - 2242	会津若松市	—
	県立猪苗代養護学校	0242 - 65 - 2151	猪苗代町	社会福祉法人 ばんだい荘わかば
	県立いわき養護学校	0246 - 34 - 3806	いわき市	—
	県立富岡養護学校	0240 - 22 - 4550 024 - 952 - 6680 (県養護教育センター)	富岡町	社会福祉法人 東洋学園
	福島市立福島養護学校	024 - 534 - 2643	福島市	—
	相馬県立養護学校	0244 - 35 - 5506	相馬市	—
	福島大学付属 特別支援学校	024 - 546 - 0535	福島市	—
肢体不自由	県立郡山養護学校(*)	024 - 951 - 0247	郡山市	福島県総合療育セ ンター
	県立平養護学校(*)	0246 - 24 - 2501	いわき市	・社会福祉法人 福島整肢療護園 ・国立病院機構 翠ヶ丘病院
病弱 ・ 身体虚弱	県立須賀川養護学校	0248 - 76 - 2511	須賀川市	国立病院機構 福島病院
	県立須賀川養護学校 郡山分校	024 - 933 - 4136	郡山市	財団法人 太田綜合病院
	県立須賀川養護学校 医大分校	024 - 548 - 2541	福島市	県立福島医科大学 付属病院
	県立会津養護学校 竹田分校	0242 - 28 - 0640	会津若松市	財団法人 竹田綜合病院

巡回相談員（地域教育相談推進事業）

会津地区では、会津教育事務所と南会津教育事務所（南会津特別支援教育センター）が連携をして、精神科医、臨床心理士、保健師、特別支援学校教員（巡回相談員）と担当指導主事の計12名で相談支援チームを編制し、よりよい支援の方法等について相談と検討を進めています。

主な事業内容

要請に応じて「巡回相談員」が、保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校等を訪問して、保護者や担当者や支援の方法について相談をします。

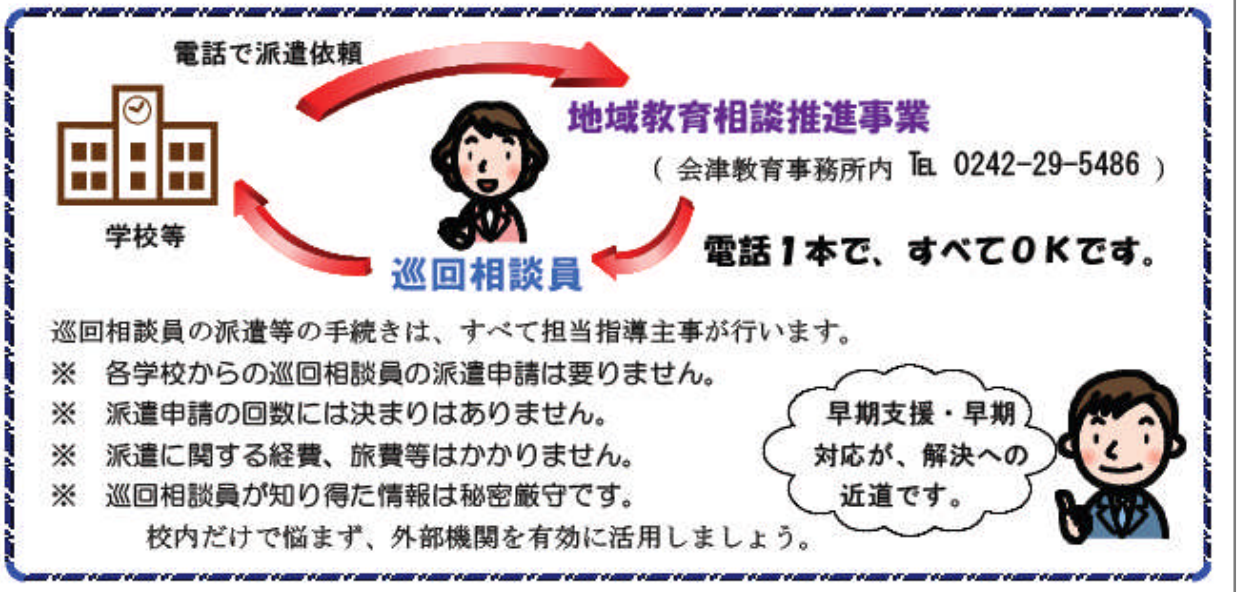
<具体的な相談例>

- ☆ 気になるお子さんへのかかわり方や支援の方法について知りたい。
 - ☆ 授業の中でどのような配慮をすればよいのか知りたい。
 - ☆ 「個別の指導計画」を作成したいのですが。
 - ☆ 保護者の方が困っていることなどを相談したい。
 - ☆ 校内での支援体制を整えたいのですが。
- など、各学校等のニーズに応じて相談を進めます。

年間を通して定期的に相談員の訪問を要請するなど、有効に活用していただいている学校もあります。



※ 巡回相談員は、直接、対象となる子どもさんの支援にあたるのではなく、その子どもさんとかかわる方々を支援することが重要な任務となっています。



(上図：特別支援教育サポートブック 平成22年6月会津教育事務所作成 P43)

第10章 就労

ハローワーク（公共職業安定所）会津若松・喜多方

就職を希望する障がい者の求職登録を行い、専門の職員・職業相談員がケーワスーク方式により、求職申し込みから就職後のアフターケアまで一貫した職業紹介、職場適応指導を実施しています。職業相談・職業紹介に当たっては、公共職業訓練のあっせん、トライアル雇用、ジョブコーチ支援等の各種支援策も活用しています。

さらに、障がい者を対象とした就職面接会も実施しています。

また、障がい者を雇用している事業主、雇い入れようとしている事業主に対して、雇用管理上の配慮等についての助言を行い、必要に応じて地域障害者職業センター等の専門機関の紹介、各種助成金の案内を行っています。

※詳しくは直接ハローワークへお問い合わせ下さい。

（電話 会津若松：0242-26-3333 喜多方：0241-22-4111）

【事業主に対する各種助成制度】

試行雇用奨励金 （トライアル雇用）	趣 旨	対象労働者を短期間（原則として3ヶ月）試行的に雇っていただき、その間に企業と労働者相互の理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図ります。
	対象者	障がい者（身体・知的・精神・その他の障がい者）
	支給額	・対象労働者1名につき、月額40,000円 ・最長3ヶ月間
精神障害者ステップアップ雇用奨励金	趣 旨	直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障がい者の求職について、3～12ヶ月の期間をかけながら20時間以上の就業を目指すとともに、精神障がい者及び事業主の相互理解の促進と不安の軽減を図ります。
	対象者	精神障がい者
	支給額	・対象労働者1名につき、月額2万5千円 ・最長12ヶ月間
特定求職者雇用開発助成金	趣 旨	障がい者等の就職が特に困難な者を雇い入れた事業主に対して賃金の一部を助成し、雇用機会の増大を図ります。
	対象者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者
	支給額	対象労働者の障がいや企業規模等の要件により助成額が異なりますので、詳細についてはハローワークに直接問い合わせして下さい。
発達障害者雇用開発助成金	趣 旨	発達障がい者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、地域障害者職業センターにおいて支援を受けた発達障がい者について、常用雇用労働者として雇い入れる事業主に対して賃金の一部に相当する額を助成します。
	対象者	発達障がい者
	支給額	対象労働者の労働時間や企業規模等の要件により助成額が異なりますので、詳細についてはハローワークに直接問い合わせして下さい。

難治性疾患患者雇用開発助成金	趣 旨	難病のある人の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、難病のある人を常用雇用労働者として雇い入れる事業主に対して賃金の一部に相当する額を助成します。
	対象者	①厚生労働省が実施する難治性疾患克服研究事業の対象疾患 ②進行性筋萎縮症（筋ジストロフィー）
	支給額	対象労働者の労働時間や企業規模等の要件により助成額が異なりますので、詳細についてはハローワークに直接問い合わせして下さい。
障害者初回雇用奨励金 （ファースト・ステップ奨励金）	趣 旨	中小企業における障がい者雇用を促進するため、障がい者雇用の経験のない中小企業（障がい者の雇用の義務制度の対象となる56人～300人規模の中小企業）が、初めて身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者をハローワークの職業紹介により雇用した場合に奨励金を支給します。
	対象者	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者
	支給額	対象労働者一人目を雇用した場合に限り、100万円支給

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 福島障害者職業センター

ハローワーク等と協力して、障がい者に対する職業評価や職業指導、職業準備訓練及び職業講習等の専門的な援助を行っています。

また事業主に対しては、障がい者の職場への適応に関する助言や指導、雇用管理に関する助言や援助、職場適応援助者（ジョブコーチ）の養成及び研修などを行っています。

障害者手帳を取得していない方（発達障がいの方など）でも利用できます。

※詳しくは直接福島障害者職業センター（福島市）へお問い合わせ下さい。

（電話 024-522-2230）

職業相談・職業評価	障がいのある方に対して、仕事に就くための相談を行います。必要に応じて職業能力評価や適性等を把握するための、各種検査を行います。
職場適応援助者支援事業 （ジョブコーチ支援）	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョブコーチは、就職前後に関わらず事業所に出向き、障がいのある方が作業や職場にうまく適応できるように、障がいのある方と事業所の社員の方をつなげるための支援を行います。 ・標準的な支援期間は2ヶ月～4ヶ月です。 ・会津地区には、NPO法人障害者地域生活支援センター「マカセッセ」にジョブコーチがいます。
職場復帰支援 （リワーク支援）	<ul style="list-style-type: none"> ・うつ病などの精神疾患により休職中で、主治医が職場復帰のための活動開始を了解している方に対して、主治医と事業主と連携しながら円滑な職場復帰できるように支援します。 ・本人・事業主・主治医とともに職場復帰への計画作りをし、本人に対しては、職場復帰前のウォーミングアップとして生活リズムの構築、気分や体調の自己管理、ストレス対処方法・対人技能習得のための支援を行います。 <p>※すでに会社を退職した方、主治医からまだ休養が必要と判断されている方は、対象になりません。</p>

職業準備支援	センター内で作業体験、職業準備講習、社会生活技能訓練（SST）等を行うことにより、事業所で必要とされる基本的な労働習慣の体得、作業遂行力、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を図ります。
---------------	---

会津障害者就業・生活支援センター ふろんていあ

就業面及び生活面における一体的な支援を行うことにより、雇用の促進及び職業の安定を図ることを目的としています。様々な関係機関とのネットワークにより、就職・職場への定着に至るまで、相談・支援を一貫して行っています。相談・支援は無料です。

(例)

就業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん） ・求職活動支援 ・職場定着支援 ・事業所に対する障がい者の障がい特性を踏まえた雇用管理に関する助言 ・関係機関との連絡調整
生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言 ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言 ・関係機関との連絡調整

※詳しくは直接ふろんていあ（会津若松市）へお問い合わせ下さい。（電話 0242-85-6592）

精神障がい者社会適応訓練事業

回復途上にある精神障がい者が、一般事業所に一定期間通うことによって環境適応能力や仕事の持続力、人付き合いなどの社会生活の適応訓練を行う事業です。

対象者	通院中の精神障がい者（知的障がい者を除く）
期間	原則6ヶ月ですが、必要に応じて最長24ヶ月まで利用できます。
問合せ先	会津保健福祉事務所 障がい者支援チーム（0242-29-5275）

障害福祉サービス（就労系）

第5章に掲載しました障がい福祉サービスのうち、就労系のサービスを再掲しました。利用するためには、支給決定を受け、「障害福祉サービス受給者証」を交付される必要があります。（サービス利用開始までの流れは19ページをご覧ください）

相談・申請は、住所地の各市町村役場で行って下さい。

就労移行支援事業	<p>一般企業等への就労を希望する方に、就労に必要な知識及び能力の向上のために、事業所内や企業等において作業や実習を実施し、適性に合った職場探しや就労後の職場安定のための支援を行います。</p> <p>標準的な支援期間は24か月で、障がい者と事業者は雇用契約を結びません。</p>
-----------------	--

就労継続支援事業
(A型、B型)

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

A型は原則として事業主と対象障がい者との間で雇用契約を締結しますので、就労（労働）条件は労働基準法等の労働関係法令に基づき定められています。

B型においては、事業主と対象障がい者との間で雇用契約は締結しません。

第11章 その他

障がい者のシンボルマークについて

名 称	マ ー ク	マ ー ク の 意 味	関 係 団 体 ・ 機 関
障がい者のための国際シンボルマーク		国際シンボルマークは、障がいをもつ人々が利用できる建築物や施設であることを示す世界共通のマークです。このマークは車いすの利用者に限定するものではなく、障がい者の方を対象としたものです。	(財)日本障害者リハビリテーション協会
聴覚障がい者を表示する国際シンボルマーク		耳が聞こえない、聞こえにくいといった聴覚障がい（難聴、中途失聴、ろう）を示す世界共通のシンボルマークです。	世界ろう連盟
盲人を表示する国際マーク		視覚障がいを示す世界共通のシンボルマークです。	世界盲人連合
身体障害者標識（障がい者マーク）		普通自動車の運転免許を受けた人で、肢体不自由であることを理由に運転免許に条件がついている人が自動車に添付します。このマークをつけている自動車に「幅寄せ」や「割り込み」をすると、道路交通法違反になります。	各警察署交通課 県交通安全協会
聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）		普通自動車の運転免許を受けた人で、道路交通法で定める程度の聴覚障がいがあることにより、運転免許に条件がついている人は、自動車に添付することが義務付けられています。このマークをつけている自動車に「幅寄せ」や「割り込み」をすると、道路交通法違反になります。	
耳マーク		耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを表すのに使用します。また、自治体、病院、銀行などがこのマークを掲示し、耳の不自由な方から申し出があれば必要な援助を行うという意思表示を示すのに用います	(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
オストメイトマーク		人工肛門、人工膀胱を造設した方（オストメイト）が利用できる設備があることを示すマークで、この設備があるトイレの入り口付近に表示されています。	(社)日本オストミー協会

名 称	マ ー ク	マ ー ク の 意 味	関 係 団 体 ・ 機 関
ほじょ犬マーク		身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）は公共の施設、交通機関、不特定多数の方が利用するデパートやホテルなどの施設では、同伴の受け入れが義務付けられています。ほじょ犬マークは、ほじょ犬の受け入れを広く一般に理解してもらうためのマークです。	厚生労働省 社会・援護局
補助犬同伴可マーク		補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の施設への受け入れを示すマークです。広く一般に、補助犬を正しく理解してもらい、補助犬使用者が安心して施設を利用できることを願い作成されました。	全国盲導犬施設 連合会
盲導犬マーク		このマークは、盲導犬をデザイン化したもので、目の不自由な子供たちも一緒に遊ぶおもちゃのパッケージに付いています。	(社)日本玩具協会
うさぎマーク		このマークは、うさぎをデザイン化したもので、耳の不自由な子供たちも一緒に遊ぶおもちゃのパッケージに付いています。	
ハート・プラスマーク		「身体内部に障がいを持つ人」を表すマークです。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいがある方は外見からは分かりにくいいため、このマークを表示することで、周囲の理解が得られることを目的としています。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会
思いやり駐車場区画		「思いやり駐車区画」とは、車のドアを全開にする必要はないものの、視覚障がい者、高齢者、妊娠している人、内部障がい者、ベビーカー使用者など、建物の入り口近くに駐車が必要な方を対象とした駐車区画です	福島県 会津保健福祉事務所 高齢者支援チーム (0242-29-5272)
ハートビルマーク		障がい者や高齢者、妊娠している人など、誰にでも利用しやすい施設をめざす「バリアフリー法」の基準にあった建物に表示できるマークです。	国土交通省

<p>市役所（福祉事務所） 町村役場</p>	<p>身体・知的障がい者（児）に対する更生援護の実施機関です。何か必要なことや困ったことがあれば、市町村役場へ相談してください。 なお、指定相談支援事業者に相談支援事業を委託している場合がありますので、お住まいの市町村に確認してください。</p>
<p>保健福祉事務所</p>	<p>市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、その他市町村の更生援護の実施に関し必要な援助を行います。また、広域的な対応や専門的な相談・指導を行います。</p>
<p>児童相談所</p>	<p>専門スタッフが児童に関する様々な相談に応じ、必要な助言・指導を行います。また、児童福祉施設への措置決定を行います。 （会津児童相談所 0242-23-1400）</p>
<p>障がい者総合福祉センター</p>	<p>専門スタッフが障がい者に関する様々な相談に応じ、必要な助言・指導を行います。また、身体障害者手帳・療育手帳の交付事務を行います。 （電話 身体障害者手帳関係：024-521-7648 補装具、更生医療関係：024-521-7649 療育手帳、知的障がい者の相談判定：024-521-7646）</p>
<p>障がい者 110 番</p>	<p>障がい者社会参加推進センターが、障がい者（児）についての相談に応じます。相談には、一般相談と専門相談があります。 （電話 024-528-7110）</p>
<p>身体障がい者相談員</p>	<p>身体障がい者の更生援護に関する相談に応じ、必要な助言・指導や関係機関への連絡等を行います。 連絡先は、住所地の市町村役場に問い合わせして下さい。</p>
<p>知的障がい者相談員</p>	<p>知的障がい者の更生援護に関する相談に応じ、必要な助言・指導や関係機関への連絡等を行います。 連絡先は、住所地の市町村役場に問い合わせして下さい。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会 ・ 指定相談支援事業所 ・ 民生委員・児童委員 等

市町村（障がい福祉担当部署）

市町村名	部 署	電話番号
会津若松市	社会福祉課 障がい者福祉グループ	0242-39-1241
喜多方市	社会福祉課 障がい福祉班	0241-24-5276
北塩原村	住民ふれあい課 医療福祉班	0241-23-3113
西会津町	健康福祉課 福祉介護係	0241-45-2214
磐梯町	町民課 保健福祉グループ	0242-74-1216
猪苗代町	保健福祉課	0242-62-2115
会津坂下町	生活部 福祉班	0242-84-1522
湯川村	住民税務課 住民福祉係	0241-27-8810
柳津町	町民課 住民福祉班	0241-42-2118
三島町	町民課 町民生活係	0241-48-5565
金山町	住民課 住民福祉係	0241-54-5131
昭和村	保健福祉課 保健福祉係	0241-57-2645
会津美里町	健康福祉課 障がい福祉係	0242-78-2112

障害者自立支援法等に基づく施設

■障害者支援施設

施設に入所する障がい者に対し、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援（施設入所支援）を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生活介護、自立訓練及び就労移行支援）を行う施設。下表は、施設入所支援サービスの定員です。

設置主体	施設名	所在地	定員	対象
社会福祉法人 鶴翔会	ゆきわり荘	〒969-6409 会津美里町小沢字牛首甲 1213-3 TEL 0242-78-2426 FAX 0242-78-3217	50	知
社会福祉法人 会津療育会	障がい者支援施設 アガッセ	〒965-0062 会津若松市神指町榎木壇 73 TEL 0242-39-2271 FAX 0242-32-3930	55	身
社会福祉法人 福島県社会福祉事業団	福島県 ばんだい荘あおば	〒969-3283 猪苗代町大字長田字五十滝 3967-1 TEL 0242-65-2711 FAX 0242-62-2576	60	知

※対象（以下同じ）

「身」・・・身体障がい者 「知」・・・知的障がい者 「精」・・・精神障がい者 「児」・・・障がい児

■知的障害者更生施設（入所）

知的障がい者を入所させて保護するとともに、更生に必要な指導及び訓練を行う施設。

設置主体	施設名	所在地	定員	対象
社会福祉法人 賢心会	りんどうの家	〒969-5141 会津若松市大戸町小谷川端 1 TEL 0242-92-3321 FAX 0242-92-3322	50	知

■知的障害者授産施設(通所)

知的障がい者で雇用されることが困難な者を通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設。

設置主体	施設名	所在地	定員	対象
社会福祉法人 若樹会	ふくしの家	〒965-0062 会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂 86-1 TEL 0242-25-2242 FAX 0242-25-2245	50	知

■社会事業授産施設(通所)

身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就労能力の限られている者に対して、就労又は技能修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する施設。

設置主体	施設名	所在地	定員	対象
社会福祉法人 西会津町授産場	西会津町授産場	〒969-4402 西会津町尾野本字森野甲 10 TEL 0241-45-2664 FAX 0241-45-2664	30	身・知・精 生保

■自立訓練(生活訓練)事業所(通所)

知的障がい者・精神障がい者に、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、一定期間、生活能力の維持・向上のための訓練等を行う施設。

設置主体	施設名	所在地	定員	対象
社会福祉法人 啓和会	障がい福祉サービス事業所 Mamiya つどいの家	〒965-0102 会津若松市真宮新町北 2 丁目 51 TEL 0242-59-1900 FAX 0242-59-1901	6	身・知・精
特定非営利活動法人 夢あるき	ゆめみっこ	〒965-0057 会津若松市町北町大字藤室字藤室南 189-1 TEL 0242-33-8818 FAX 0242-33-8818	10	知・精
社会福祉法人 心愛会	障がい福祉サービス事業所 コパン・クラージュ	〒965-0001 会津若松市一箕町鶴賀字村東 9 番 1 TEL 0242-37-0511 FAX 0242-37-0512	6	身・知・精
医療法人 昨雲会	地域生活支援センター ウィズピア	〒966-0902 喜多方市松山町村松字北原 3634 番地の 1 TEL 0241-21-1066 FAX 0241-21-1067	6	知・精

■生活介護事業所(通所)

常時介護を必要とする障がい者に、屋間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する施設。

設置主体	施設名	所在地	定員	対象
社会福祉法人 会津療育会	障がい者支援施設アガッセ	〒965-0062 会津若松市神指町榎木壇 73 番地 TEL 0242-39-2271 FAX 0242-32-3930	20	身
社会福祉法人 心愛会	障がい福祉サービス事業所 コパン	〒965-0005 会津若松市一箕町大字亀賀字北柳原 52 TEL 0242-93-7566 FAX 0242-93-7567	15	身・知・精
有限会社 ピパネット	ピーターパンデイサービスセンター	〒965-0103 会津若松市真宮新町南 4 丁目 78 TEL 0242-58-1131 FAX 0242-58-1131	21	身・知・精

設置主体	施設名	所在地	定員	対象
社会福祉法人 啓和会	障がい福祉サ ービス事業所 Mamiya つどい の家	〒965-0102 会津若松市真宮新町北2丁目51 TEL 0241-23-0777 FAX 0242-22-0105	14	身・知・精
特定非営利活 動法人自立援 助センター雑草 の会	スペースぽぶら	〒965-0027 会津若松市花畑東6番4号 TEL 0242-22-6703 FAX 0242-22-6703	9	知
特定非営利活 動法人ひだまり	生活介護事業 所ひだまり	〒969-4148 喜多方市山都町字木曾540 TEL 0241-38-3585 FAX 0241-23-5151	8	身・知・精

■児童デイサービス事業所

障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う施設。

設置主体	施設名	所在地	定員	対象
社会福祉法人 会津若松市社 会福祉協議会	会津通園 訓練センター たんぼぼ園	〒965-0006 会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原88-4 TEL 0242-22-9305 FAX 0242-22-9306	10	児
社会福祉法人 心愛会	障がい福祉 サービス事業 所 コパン	〒965-0005 会津若松市一箕町大字亀賀字北柳原52番地 TEL 0242-93-7566 FAX 0242-93-7567	5	児
社会福祉法人 心愛会	障がい福祉 サービス事業所 コパン・クラージュ	〒965-0001 会津若松市一箕町鶴賀字村東9番1 TEL 0242-37-0511 FAX 0242-37-0512	10	児
特定非営利活 動法人夢あるき	ゆめみっこ	〒965-0057 会津若松市町北町大字藤室字藤室南189-1 TEL 0242-33-8818 FAX 0242-33-8818	10	児
特定非営利活 動法人夢あるき	KIDS SCHOOL つぼみ	〒965-0045 会津若松市西七日町135番地 TEL 0242-93-9488 FAX 0242-93-9488	10	児
特定非営利活 動法 杜のくま さん	杜のくまさん	〒965-0122 会津若松市北会津町中荒井字稲荷5-1 TEL 0242-58-3142 FAX 0242-58-3142	10	児
特定非営利活 動法 杜のくま さん	杜のくまさん in しおかわ	〒969-3525 喜多方市塩川町西岡782 TEL 0242-58-3142 FAX 0242-58-3142	10	児
特定非営利活 動法人かわらご kids	かわらご園	〒969-6551 会津坂下町字館ノ下87 TEL 0242-82-4311 FAX 0242-82-4311	30	児

■就労移行支援事業所(通所)

就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動等の機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練等を行う施設。

設置主体	施設名	所在地	定員	対象
社会福祉法人 心愛会	障がい福祉 サービス事業所 コパン	〒965-0005 会津若松市一箕町大字亀賀字北柳原52番地 TEL 0242-93-7566 FAX 0242-93-7567	7	身・知・精

■就労継続支援A型事業所(通所)

就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識や能力の向上に必要な訓練を行う施設。

設置主体	施設名	所在地	定員	対象
社会福祉法人 心愛会	障がい福祉サ ービス事業所 コパン・クラ ージュ	〒965-0001 会津若松市一箕町鶴賀字村東9番1 TEL 0242-37-0511 FAX 0242-37-0512	10	身・知・精

■就労継続支援B型事業所(通所)

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行う施設。

設置主体	施設名	所在地	定員	対象
特定非営利活 動法人ほっとハ ウス やすらぎ	ほっとハウス やすらぎ	〒965-0875 会津若松市米代2-16 TEL 0242-29-0593 FAX 0242-29-0593	26	精
特定非営利活 動法人あいの 里	就労支援センタ ー あいの里	〒965-0842 会津若松市門田町中野字大道東 8-1 TEL 0242-93-9422 FAX 0242-93-9425	20	身・知・精
	就労支援センタ ー あいの里河 東事業所くれよ ん	〒969-3461 会津若松市河東町浅山字仲田 17-2 TEL 0242-75-5383 FAX 0242-75-5383	10	身・知・精
特定非営利活 動法人自立援 助センター 雑 草の会	キッチンモモ	〒965-0846 会津若松市門田町大字飯寺字村東 276-9 TEL 0242-27-2088 FAX 0242-27-2088	20	知
	AOI共同作業所	〒965-0004 会津若松市一箕町八角字中村東 67-6 TEL 0242-32-2130 FAX 0242-32-2130	15	知
社会福祉法人 心愛会	障がい福祉サ ービス事業所 コパン	〒965-0005 会津若松市一箕町大字亀賀字北柳原 52 TEL 0242-93-7566 FAX 0242-93-7567	33	身・知・精
	障がい福祉サ ービス事業所 コパン・クラ ージュ	〒965-0001 会津若松市一箕町鶴賀字村東9番1 TEL 0242-37-0511 FAX 0242-37-0512	14	身・知・精
有限会社 ピパネット	ピーターパンデ イサービスセン ター	〒965-0103 会津若松市真宮新町南 4 丁目 78 TEL 0242-58-1131 FAX 0242-58-1131	10	知・精
医療法人昨雲 会	地域生活支援 センター ウィズ ピア	〒966-0902 喜多方市松山町村松字北原 3634-11 TEL 0241-21-1066 FAX 0241-21-1067	20	身・知・精
	いいで工房	〒966-0901 喜多方市松山町鳥見山字柳原道下 4970-1 TEL 0241-24-2118 FAX 0241-22-7688	20	身・知・精
特定非営利活 動法人ひだまり	就労継続支援 B 型事業所 共同 作業所ひだまり	〒969-4148 喜多方市山都町字木曾 540 TEL 0241-38-3585 FAX 0241-23-5151	12	身・知・精
特定非営利活 動法人喜多方 親の会	ふれあいの家	〒966-0043 喜多方市字上江 3646-1 TEL 0241-22-0862 FAX 0241-22-0862	25	身・知・精
特定非営利活 動法人フォルテ	フォルテ	〒966-0004 喜多方市字岩月町喜多方字林崎 587-1 TEL 0241-22-4891	20	知・精

設置主体	施設名	所在地	定員	対象
特定非営利活動法人富夢富夢	ドリームハウス 富夢富夢	〒969-3524 喜多方市塩川町字館ノ内 933-1 TEL 0241-27-8282 FAX 0241-27-8282	20	知
有限会社 シークエンス	さぎそうの家	〒969-3122 猪苗代町町尻 340-3 TEL 0242-62-2011 FAX 0242-62-2031	20	身・知・精
特定非営利活動法人真桜会 桜の家	自立サポートセンター 桜	〒969-6561 会津坂下町大道 2375 番地 TEL 0242-83-4413 FAX 0242-93-7001	20	身・知・精
特定非営利活動法人ピーターパンネットワーク	共働作業所 ピーターパン	〒969-6262 会津美里町外川原甲 4260 番地 7 TEL 0242-93-9357 FAX 0242-93-9357	20	身・知・精
特定非営利活動法人希来里	共同作業所 希来里	〒969-6214 会津美里町富川字富岡 167 TEL 0242-54-6689 FAX 0242-54-6689	20	身・知

■地域活動支援センター

障がい者を通所させて、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設。

設置主体	施設名	所在地	定員	対象
社団法人 会津社会事業協会	地域活動支援センター ジョイ	〒965-0876 会津若松市湯川町 1-49 湯川ビル2F TEL 0242-28-5400 FAX 0242-28-5400	20	身・知・精
医療法人昨雲会	地域活動支援センター ウイズピア	〒966-0902 喜多方市松山町村松字北原 3634-1 TEL 0241-21-1066 FAX 0241-21-1067	25	身・知・精
有限会社 シークエンス	猪苗代町地域活動支援センター	〒969-3122 猪苗代町町尻 340-3 TEL 0242-62-2024 FAX 0242-62-2031	15	身・知・精
特定非営利活動法人いきいきサポートつくしんぼ	ゆうゆうハウス	〒969-6553 会津坂下町字西南裏甲 4007-2 TEL 0242-83-6255 FAX 0242-83-6255	15	精

■グループホーム(共同生活援助)

地域において、共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、その他の日常生活上の援助を行う施設。

設置主体	施設名	所在地	定員	対象
特定非営利活動法人 自立援助センター 雑草の会	ココ	〒965-0843 会津若松市門田町大字徳久字竹之元 565-1 TEL 0242-27-2088 (キッチンモモ) FAX 0242-27-2088	6	知
社会福祉法人 鶴翔会	あいづ寮	〒965-0822 会津若松市花見ヶ丘一丁目 12-8 TEL 0242-78-2426 (ゆきわり荘) FAX 0242-78-3217	2	知
	木の実寮	〒969-6552 会津坂下町字館ノ内甲 2539-3	2	知
特定非営利活動法人 ふれあいづスマイル	グループホーム すまいる	〒965-0003 会津若松市一箕町八幡字八幡 38-10 TEL 0242-27-1644 (ふれあいづスマイル) FAX 0242-93-9263	5	知・身

設置主体	施設名	所在地	定員	対象
社団法人 会津社会事業協会	むつみ寮	〒965-0031 会津若松市相生町5番31号 TEL 0242-29-6055 (会津社会事業協会) FAX 0242-29-6055	11	知・精
	ひだまり	〒965-0876 会津若松市山鹿町4-3 若竹ビル2F	6	知・精
	たんぽぽ	〒965-0876 会津若松市山鹿町4-3 若竹ビル3F	6	知・精
	たけだ苑A	〒965-0876 会津若松市山鹿町4-3 若竹ビル4F	6	知・精
	たけだ苑B	〒965-0876 会津若松市山鹿町4-3 若竹ビル5F	6	知・精
	たけだ苑C	〒965-0876 会津若松市山鹿町4-3 若竹ビル1F	5	知・精
	せせらぎ	〒965-0876 会津若松市山鹿町4-50	4	知・精
	こだち	〒965-0876 会津若松市山鹿町4-53	4	知・精
医療法人 明精会	コーポふるたて	〒969-6188 会津若松市北会津町東小松字北古川55-3 TEL 0242-56-2525 (会津西病院)	6	精
	コーポなな	〒969-6188 会津若松市北会津町東小松字南古川18-1	7	精
社会福祉法人 賢心会	なの花ホーム	〒965-0037 会津若松市中央三丁目3-14 TEL 0242-92-3321 (りんどうの家) FAX 0242-92-3322	4	知
	千石ホーム	〒965-0811 会津若松市和田一丁目1-41	4	知
	つくしホーム	〒965-0045 会津若松市西七日町6-45	4	知
特定非営利活動法人 CHANT	グループホームCHANT1	〒965-0855 会津若松市住吉町17-6 TEL 0242-85-6353 FAX 0242-85-6398	6	精・知
	グループホームCHANT2	〒965-0855 会津若松市住吉町17-6	11	精・知
	グループホームCHANT3	〒965-0866 会津若松市新横町1-12	3	精・知
	グループホームCHANT4	〒965-0873 会津若松市追手町17-1	6	精・知
医療法人 昨雲会	こぶし荘	〒966-0901 喜多方市松山町鳥見山字上堰下4911-9 TEL 0241-24-3421 (ウイズピア) FAX 0241-24-3426	5	精
	さつき荘	〒966-0901 喜多方市松山町鳥見山字街道西5015-105	5	精
	あけぼの荘	〒966-0901 喜多方市松山町鳥見山字柳原道下4691-1	6	精
	あさひ荘	〒966-0931 喜多方市上三宮町上三宮字東川原3418-74	5	精
社会福祉法人 西会津町授産場	グループホーム西原寮1号	〒969-4402 西会津町尾野本字西原甲364番地30号棟 TEL 0241-45-2664 (西会津授産場) FAX 0241-45-2664	2	身・知・精
	グループホーム西原寮2号	〒969-4402 西会津町尾野本字西原甲364番地34号棟	2	身・知・精

設置主体	施設名	所在地	定員	対象
株式会社BOSCO	BOSCOHOME 2	〒969-3123 猪苗代町大字城南 151-1 TEL 0242-62-5223 (BOSCOHOME 1) FAX 0242-62-5223	2	身・知・精
社会福祉法人 福島県社会福祉事業団	共同生活事業所 いなわしろ グループホーム あおば	〒969-3122 猪苗代町字本町 42 本町ビル1F TEL 0242-65-2711 (福島県ばんだい荘あおば) FAX 0242-62-2576	3	知
	共同生活事業所 いなわしろ グループホーム ふたば	〒969-3123 猪苗代町字古城町 69-4	4	知
特定非営利活動法人 真桜会桜の家	ホームこころ	〒969-6576 会津坂下町牛川字寿ノ宮 1530-1 TEL 0242-83-4413 (自立サポートセンター桜) FAX 0242-93-7001	5	精・知
特定非営利活動法人 ピーターパンネットワーク	ティンカーベル の森	〒969-6115 会津美里町字新町 333 番地 星の 子ハイツ 103 号室 TEL 0242-93-9357 (共働作業所ピーターパン) FAX 0242-93-9357	4	知・精

■ケアホーム(共同生活介護)

地域において、共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、夜間や休日、共同生活を営むべき住居において食事や入浴等の介護や相談、その他の日常生活上の援助を行う施設。

設置主体	施設名	所在地	定員	対象
社会福祉法人鶴翔会	あいづ寮	〒965-0822 会津若松市花見ヶ丘一丁目 12-8 TEL 0242-78-2426 (ゆきわり荘) FAX 0242-78-3217	2	知
特定非営利活動法人 自立援助センター 雑草の会	ココ	〒965-0843 会津若松市門田町大字徳久字竹 之元 565-1 TEL 0242-27-2088(キッチンモモ) FAX 0242-27-2088	1	知
特定非営利活動法人 ふれあいづスマイル	グループホーム すまいる	〒965-0003 会津若松市一箕町八幡字八幡 38-10 TEL 0242-27-1644 (ふれあいづスマイル) FAX 0242-93-9263	1	知・身
	まどか	〒965-0818 会津若松市東千石3丁目4番50号	3	
株式会社BOSCO	BOSCO HOME	〒969-3123 猪苗代町大字城南 142-1 TEL 0242-62-5223 FAX 0242-62-5223	4	身・知・精
	BOSCOHOME 2	〒969-3123 猪苗代町大字城南 151-1	6	身・知・精
社会福祉法人福島県社会福祉事業団	共同生活事業所 いなわしろ グループホーム あおば	〒969-3122 猪苗代町字本町 32 TEL 0242-65-2711 (福島県ばんだい荘あおば) FAX 0242-62-2576	1	知
	共同生活事業所 いなわしろ グループホーム ふたば	〒969-3123 猪苗代町字古城町 69-4	4	知
社会福祉法人鶴翔会	木の実寮	〒969-6552 会津坂下町字館ノ内甲 2539-3 TEL 0242-78-2426 (ゆきわり荘) FAX 0242-78-3217	2	知

■相談支援事業所

障害福祉サービスの利用に関する調整を行うことが難しい方に代わって相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行います(サービス利用計画作成費による相談支援)。

※指定相談支援(サービス利用計画作成費による相談支援)ではなく、障害のある方やその家族の福祉に関する一般的な相談については、市町村の窓口または障害者相談支援事業の委託を受けた相談機関がお受けしています。各市町村にお問い合わせ下さい。

設置主体	施設名	所在地
社会福祉法人 会津療育会	障害者相談支援事業所 アガッセ	〒965-0006 会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原 88-4 ノーマライズ交流館パオパオ内 TEL 0242-33-5622 FAX 0242-36-7010
特定非営利活動法人 ふれあいづスマイル	ふれあいづスマイル 指定相談支援事業所	〒965-0818 会津若松市東千石三丁目 4-50 TEL 0242-27-1644 FAX 0242-27-1644
医療法人昨雲会	ウイズピア	〒966-0902 喜多方市松山町村松字北原 3634-1 TEL 0241-21-1066 FAX 0241-21-1067
社会福祉法人 福島県社会福祉事業 団	地域生活支援センター いなわしろ	〒969-3283 猪苗代町大字長田字西五十滝 3967-1 TEL 0242-65-2711 FAX 0242-62-2576
特定非営利活動法人 希来里	相談支援センター 希来里	〒969-6214 会津美里町富川字富岡 167 TEL 0242-54-6689 FAX 0242-54-6689
社会福祉法人鶴翔会	ゆきわり荘	〒969-6409 会津美里町小沢字牛首甲 1213-3 TEL 0242-78-2426 FAX 0242-78-3217

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく施設

■精神障害者社会復帰施設

【精神障害者生活訓練施設(援護寮)】

精神障がい者のため家庭において日常生活を営むのに支障がある精神障害者に対し、日常生活に適応することができるように、低額な料金で居室その他の施設を利用させ、必要な訓練及び指導を行うことにより、その利用者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設。

設置主体	施設名	所在地	定員	対象
医療法人 昨雲会	生活訓練施設援護寮 ひめさゆり荘	〒966-0901 喜多方市松山町鳥見山字上堰下 4774-8 TEL 0241-23-1269 FAX 0241-23-1290	20	精

【精神障害者福祉ホーム】

現に住居を求めている精神障がい者に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を提供することにより、その利用者の社会復帰の促進及び自立の促進を図ることを目的とする施設。

設置主体	施設名	所在地	定員	対象
医療法人 昨雲会	いとよの郷	〒966-0901 喜多方市松山町鳥見山字柳原道下 4967 TEL 0241-24-3488 FAX 0241-24-3488	10	精

■保健・福祉関係団体

名 称	所 在 地	事務局等
日本赤十字社福島県支部 会津地区	〒965-0873 会津若松市追手町 7-40 (会津保健福祉事務所内) TEL 0242-29-5519 FAX 0242-29-5509	事務局 会津保健福祉事務所 地域支援課
社会福祉法人 福島県共同募金会会津支会	〒965-0873 会津若松市追手町 7-40 (会津保健福祉事務所内) TEL 0242-29-5519 FAX 0242-29-5509	事務局 会津保健福祉事務所 地域支援課
会津保健所地区保健委員会 連合会	〒965-0873 会津若松市追手町 7-40 (会津保健福祉事務所内) TEL 0242-29-5519 FAX 0242-29-5509	事務局 会津保健福祉事務所 地域支援課
福島県社会福祉士会 会津支部	〒966-0094 喜多方市字押切三丁目 56 TEL・FAX 0241-24-5366	連絡先 鹿島丈夫・熊谷まゆみ 社会福祉士事務所内
福島県精神保健福祉協会 会津支部	〒965-0873 会津若松市追手町 7-40 (会津保健福祉事務所内) TEL 0242-29-5275 FAX 0242-29-5289	事務局 会津保健福祉事務所 障がい者支援チーム
福島県精神保健福祉協会 喜多方支部	〒966-0902 喜多方市松山町村松字北原 3634-1 TEL・FAX 0241-24-3421	事務局 医療法人昨雲会 CSN センター

The page features a decorative design with several overlapping orange circles of varying sizes and shades, and thin orange lines extending from the top corners towards the center. The circles are positioned in the upper right and lower left areas of the page.

<問い合わせ先>

〒965-0873

会津若松市追手町7番40号
会津保健福祉事務所
障がい者支援チーム

電話: 0242-29-5275